

富山市緑の基本計画 改訂 (原案)

令和8年2月

富山市緑の基本計画 改訂

目次

序 計画の策定にあたって.....	1
1. 緑の基本計画とは.....	2
2. 緑の基本計画の見直しの概要.....	3
3. 計画の位置づけ.....	5
4. 目標年次.....	6
5. 対象とする緑.....	6
6. 緑の多様な機能.....	8
第1章 緑の現況と課題.....	11
1. 緑の現況.....	12
2. 緑に関わる市民の意向.....	26
3. 緑を取り巻くまちづくりの動向.....	29
4. 緑の保全・創出に向けた課題.....	34
第2章 目指す将来像と実現のための施策展開.....	37
1. 基本理念.....	38
2. 緑の将来像.....	40
3. 緑の配置の考え方.....	41
4. 基本方針と施策の考え方.....	44
基本方針1 富山の原風景をつくり・伝える緑を守る<保全>.....	45
基本方針2 人をもてなし、暮らしを豊かにする緑の質の向上<醸成>.....	49
基本方針3 輝く緑へと育む<マネジメント>.....	54
第3章 計画の推進.....	59
1. 緑のまちづくりにおける各主体の役割.....	60
2. 計画の推進体制.....	61
3. 計画の進行管理（後期10年間）.....	62
4. 緑のまちづくりを支える仕組みの強化.....	63
資料.....	65

序 計画の策定にあたって

序 計画の策定にあたって

1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、市町村が中長期的な視点から定める緑のまちづくりの指針となる計画です。（都市緑地法第4条）

都市緑地法は、既存の緑地の保全とともに、草や木を植えて、育て、管理するといった都市の緑化を含め、緑のまちづくりを推進することで、良好な都市環境をつくりだすことを目的としています。

都市緑地法の対象とする緑地には、行政が整備する公園はもとより、農地や里山、河川敷の緑、森林など私有地の緑地が含まれます。また、緑化についても、公園や街路などの公共空間だけでなく、庭の植栽など、私有地の緑化も対象となります。

本計画では、富山市（以下「本市」と表記）のみどりについて「将来像」を定めるとともに、私有地を含めた緑地の保全や緑化を進めるにあたっての目標を定めます。

あわせて、公園や緑地の配置や整備、農地や森林等の保全、また、緑を守り育む意識啓発など、将来像や目標の実現に向けた具体的な方策を定めることができます。

緑のまちづくりにおいて、行政が担うことができることは限られており、市民やボランティア団体等が主体となった取組が必要となります。そのため、本計画は、市民との協働のもとに推進していくことが必要となります。

2. 緑の基本計画の見直しの概要

(1) 見直しの目的

現行計画は平成27年に策定され、計画期間が概ね20年（令和16年）となっており、計画の進捗管理として、計画策定から概ね10年後には、中間見直しについて検討することとなっています。

見直しに当たっては、現行計画以降の社会経済状況の変化や、都市緑地法等の緑に係る法改正状況、国や県の動向、SDGsやグリーンインフラ等の近年の緑に係る新しい考えを反映する必要があります。

また、本市総合計画や都市マスタープランでの都市づくりの方向性との整合にも留意しながら、本計画における緑の将来像、基本方針、施策の体系について、必要な見直しを行っていくものになります。



(2) 見直しの視点

計画の見直しにあたっては、主に以下の4つの視点から見直しを行います。

①上位計画との整合及び緑の現状

- ・ 上位計画である「富山市総合計画」や「富山市都市マスタープラン」の改訂に即しているかの確認
- ・ 現行計画から緑に関する数値の変化についての把握

②緑を取り巻く状況の変化

- ・ 社会情勢や法改正等の新たな制度や考え方を反映

③10年間の取組成果

- ・ 取組の進捗を目標指数にて確認

④現行計画の修正

- ・ 内容が重複する箇所の統一化、未実施のプロジェクトの再検討、分かりやすい構成や表現への見直し

(3) 見直しの方針

計画見直しに当たり、(2)に示す視点に基づき、現況の各種数値や目標指標の達成状況等を確認した結果、以下のような4つの方針で見直しを行うこととしました。

■方針1：緑に関する新しい考え方の反映

平成29年の都市公園法改正により、パークPFI等の官民連携による公園の利活用を進める制度や、SDGsやグリーンインフラ、生物多様性といった、緑が有する多様な機能に係る近年の新しい考え方を反映し、計画内の文章もこれらを意識して、時流に合った表現に修正する必要があります。

■方針2：本市の実態やまちづくりの状況に応じた、緑の質の向上の推進

森林・農地等の面的な緑の推移や1人当たり公園面積等から、本市における量的な緑は概ね順調に保全されており、今後はそれらの魅力向上に向けた再整備や利活用、拠点や公共交通沿線での取組強化など、本市の実態やまちづくりの状況に応じた、緑の質の向上につながる取組を検討する必要があります。

■方針3：後期計画の指標及び目標値の設定

現行計画では、前期計画期間として令和6年度までの目標値を設定しており、達成状況を鑑みて、後期計画期間の指標の検討や、目標値を設定する必要があります。

■方針4：現行計画（冊子）の修正

内容が重複する箇所の統一化、未実施のプロジェクトの再検討、また、分かりやすい表現に修正するなど、構成を見直す必要があります。

3. 計画の位置づけ

緑の基本計画は、上位計画である「富山市総合計画」や「富山市都市マスタープラン」等に即するほか、関連する計画とも整合・連携を図りながら、本市の緑のまちづくりを総合的に推進するための指針として策定します。

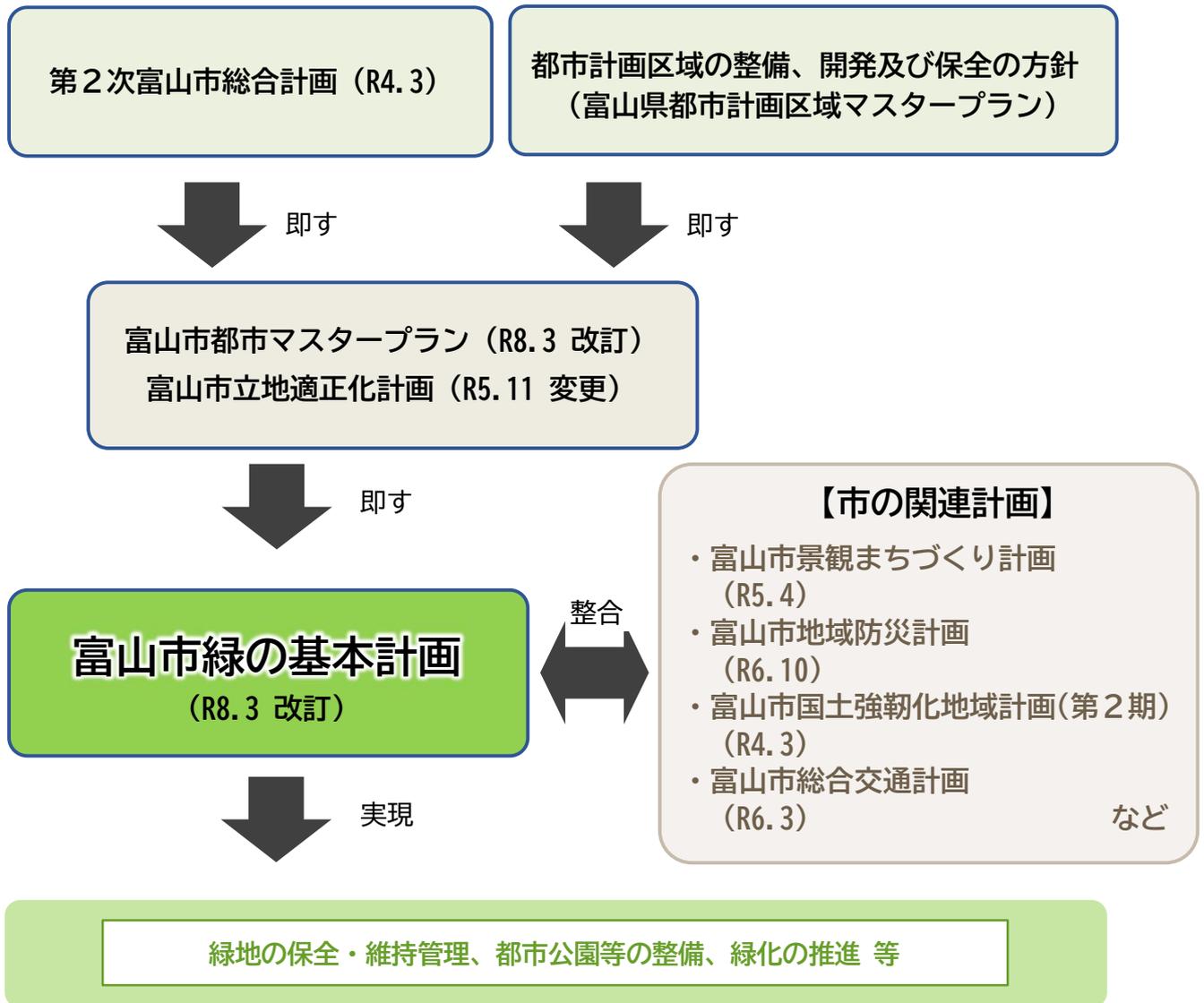


図 緑の基本計画の位置づけ



本市における緑のまちづくりの一例（左：ハンギングバスケット、右：ヒマワリプロジェクト）

4. 目標年次

令和16年度【計画期間：おおむね20年間】

本計画は、単なる公園の整備だけではなく、その永続的な維持管理や、市民によるまちの緑化活動の普及など、中長期的な視点にたった計画づくりが求められることから、計画期間をおおむね20年、目標年次を令和16年度とします。

5. 対象とする緑

緑は、野生生物の生育地・生息地であるほか、水源涵養や土砂災害の防止、魅力的な景観形成、レクリエーションの場の提供など、多様な機能を有しており、こうした機能の維持には地域一体となって適正な保全・整備・管理を行うことが必要です。

そのため、緑の基本計画で対象とする「緑」は、樹木や草花などの植物のみを対象とするのではなく、それらを含む周辺の土地や空間も対象とします。

すなわち、個人庭園の草花や街路樹などばかりではなく、公園・広場、農地、森林、河川・湖沼まで含むものです。

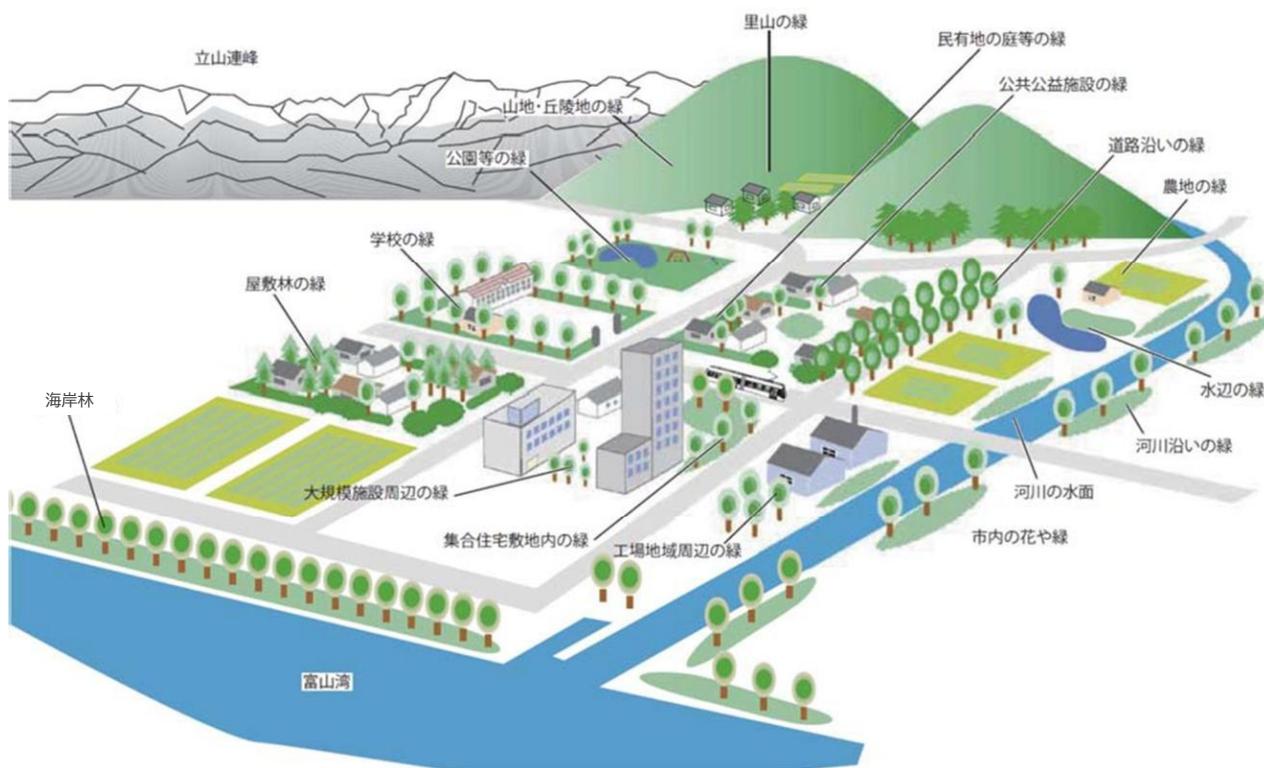


図 本計画で対象とする緑

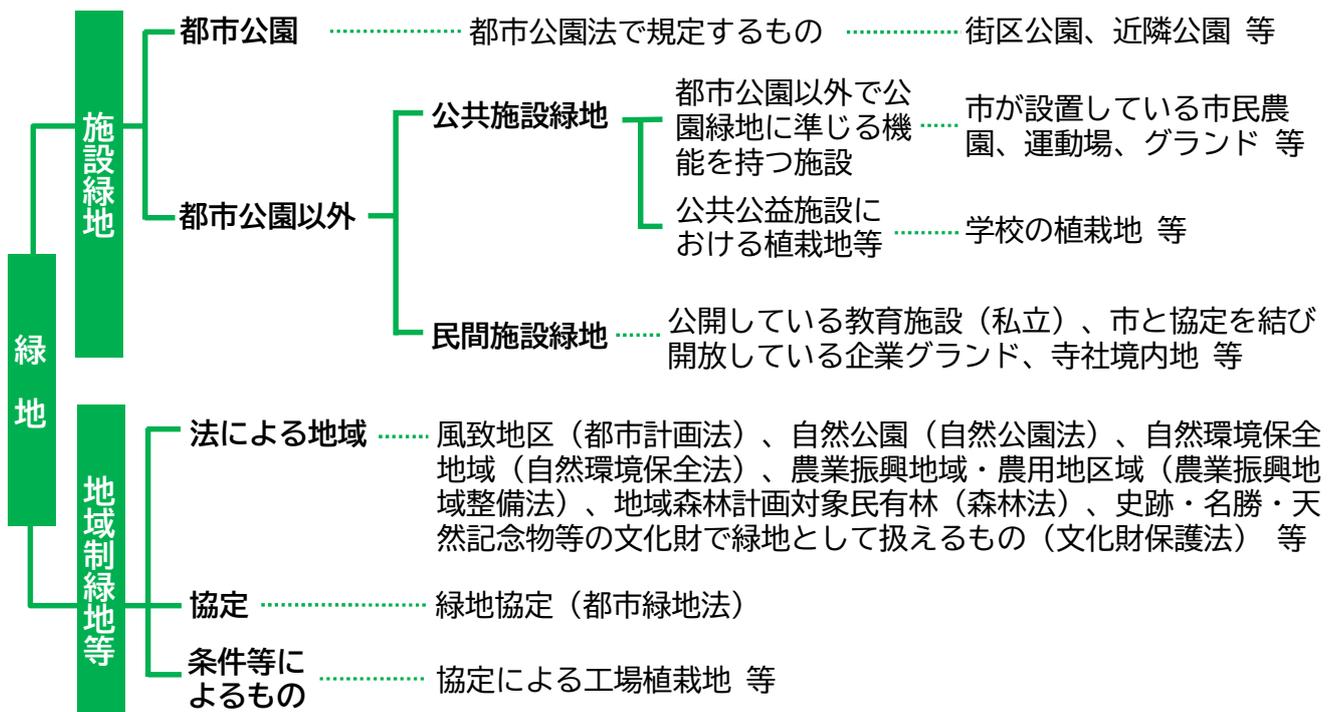


図 緑地の分類

緑の基本計画は、主として都市計画区域を対象に策定されるものですが、本市では、都市計画区域を基本としつつ、都市計画区域外でも一体となって保全・活用する緑までを計画の対象とします。

※国有林や国立公園などは、別の計画において保全・活用が図られており、緑の基本計画の策定趣旨にそぐわないことから対象としません。

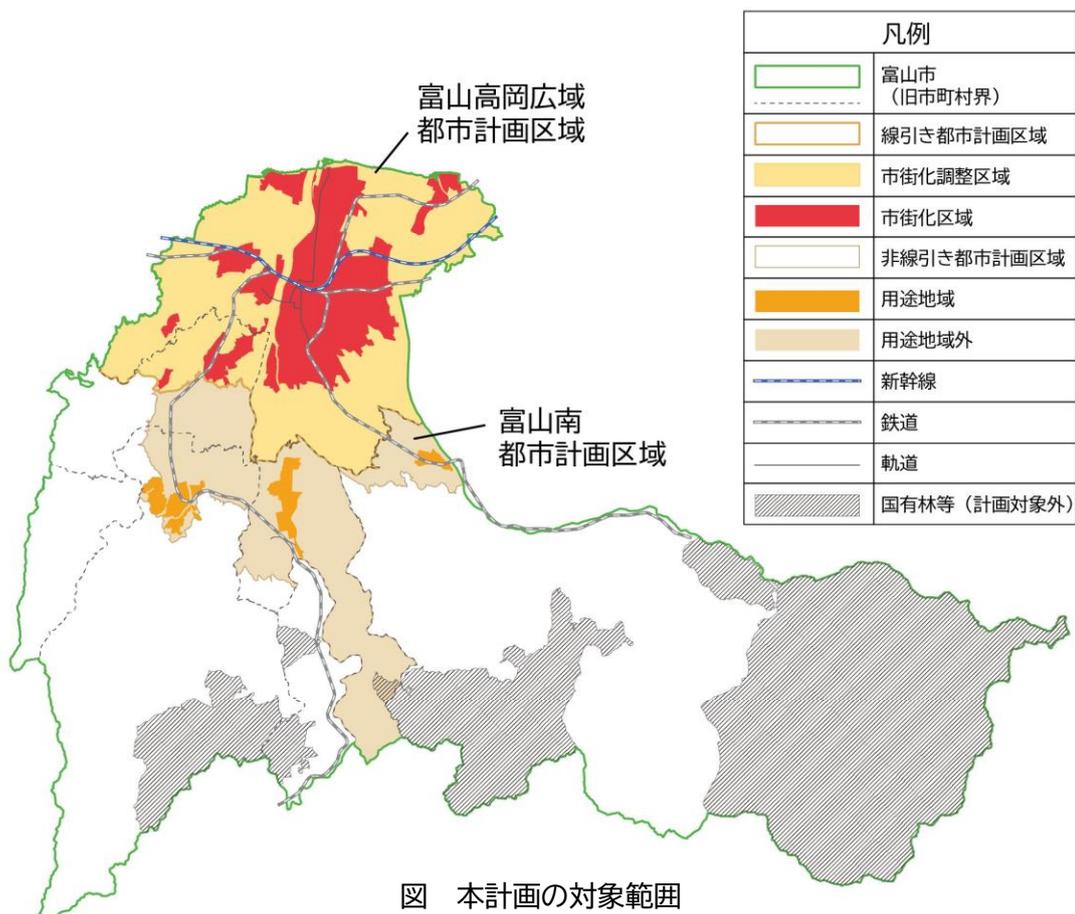


図 本計画の対象範囲

6. 緑の多様な機能

都市における緑には多様な機能があり、緑の基本計画ハンドブックに掲載されている環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の他、近年はネイチャーポジティブやウェルビーイング向上へのニーズの高まり等から、生物多様性の確保やコミュニティ育成、子育て・教育、健康増進等の機能も注目されます。

環境保全機能

- ・ 二酸化炭素の吸収、大気の浄化、健全な水循環や水の浄化、ヒートアイランド現象等による気象変化の緩和
- ・ 騒音の緩和、クールスポットの創出など、快適な生活環境を創出し都市環境を維持・改善
- ・ 歴史的風土や農林業地の維持・保全
- ・ 農業や農山村及び森林における国土の保全



レクリエーション機能

- ・ 日常的・広域的に自然とふれあうレクリエーション活動の空間の提供
- ・ スポーツ・レクリエーション等の余暇活動の空間の提供を通じて、スポーツや運動等を通じた健康づくりや福祉の増進に貢献



防災機能

- ・ オープンスペースにより大震災や火災時の延焼の防止・抑制
- ・ 災害時の避難場所・避難路や防災活動拠点の空間
- ・ 斜面地の保水性向上や崩壊防止、雨水の流出抑制、水害被害の軽減



景観形成機能

- ・ 都市に潤いや安らぎを与え、個性や魅力ある都市を創出
- ・ 良好な都市空間を創出し、エリア価値の向上に寄与
- ・ 四季を感じる美しく印象的な景観の形成



生物多様性の確保機能

- ・自然のみどりを維持し、多様な生物の生息地を確保
- ・連続性のある緑や、まとまりのある緑により、生態系を維持



コミュニティ育成機能

- ・住民等による緑化や花壇づくり、公園緑地の維持管理活動等を通じた交流による、地域への愛着の醸成や地域コミュニティの育成



子育て・教育機能

- ・自然とのふれあいは、子ども達の感性を養い、健全な育成へと導く
- ・自然観察・体験等の環境教育の場の提供



健康増進機能

- ・自然とのふれあいは、回復力をもたらし、心身面・身体面での健康増進に良い効果あり
- ・園芸や農作業を通じたストレスの軽減やうつ・不安・メンタルヘルスの改善、認知機能の向上



第1章 緑の現況と課題

第1章 緑の現況と課題

1. 緑の現況

(1) 本市における緑の概況

1) 本市における緑の分布

①緑の分布

富山市は、北には海の幸に恵まれた富山湾、東には雄大な立山連峰、西にはレクリエーションの場として親しまれている呉羽丘陵、南には豊かな田園風景や里山・森林が広がり、これらをつなぐように神通川や常願寺川などの河川が流れ、山から海にかけて広がる緑が四季折々の表情豊かな富山の原風景をつくりだしています。

都市計画区域外も含めた行政区域全体でみると、都市計画区域外はほぼ森林となっていることが分かります。

市全体の緑地の構成をみると、森林が約 69.5%、農地が約 10.6%で緑地のほとんどを占めており、市域全体の面積の約 8 割が緑地となっています。

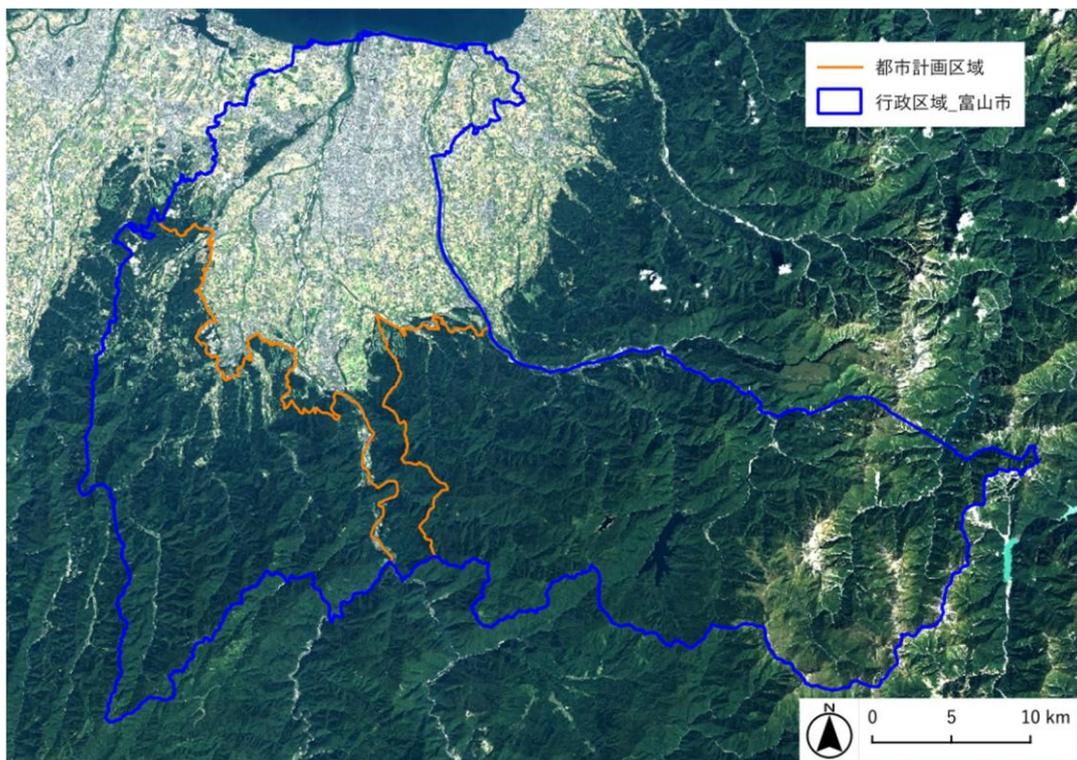


図 富山市の緑の広がり

資料：国土地理院

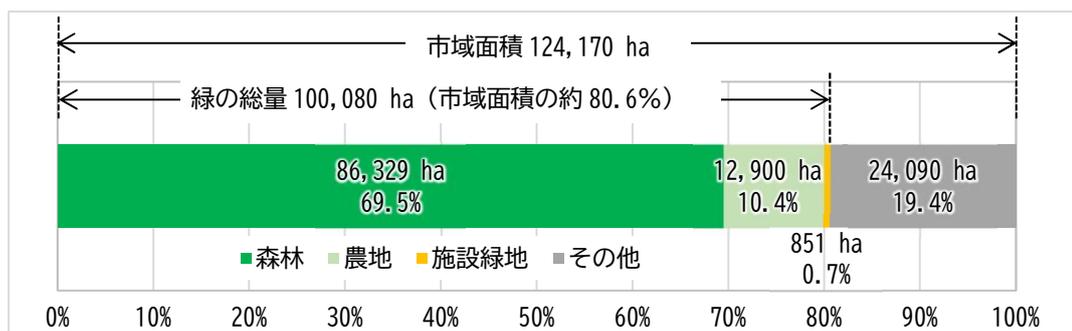


図 富山市の主な緑地の面積の推移

資料：富山県森林・林業統計書（令和5年度）

※「施設緑地」は資料編(p66)を参照、「その他」は市域面積から緑の総量を引いた値

②緑系土地利用の分布（都市計画区域内の緑地）

都市計画区域内における緑系土地利用は60.0%、緑系以外土地利用は40.0%となっています。緑系土地利用の内、農地（田、畑）（34.0%）と山林（14.0%）が多くを占めています。

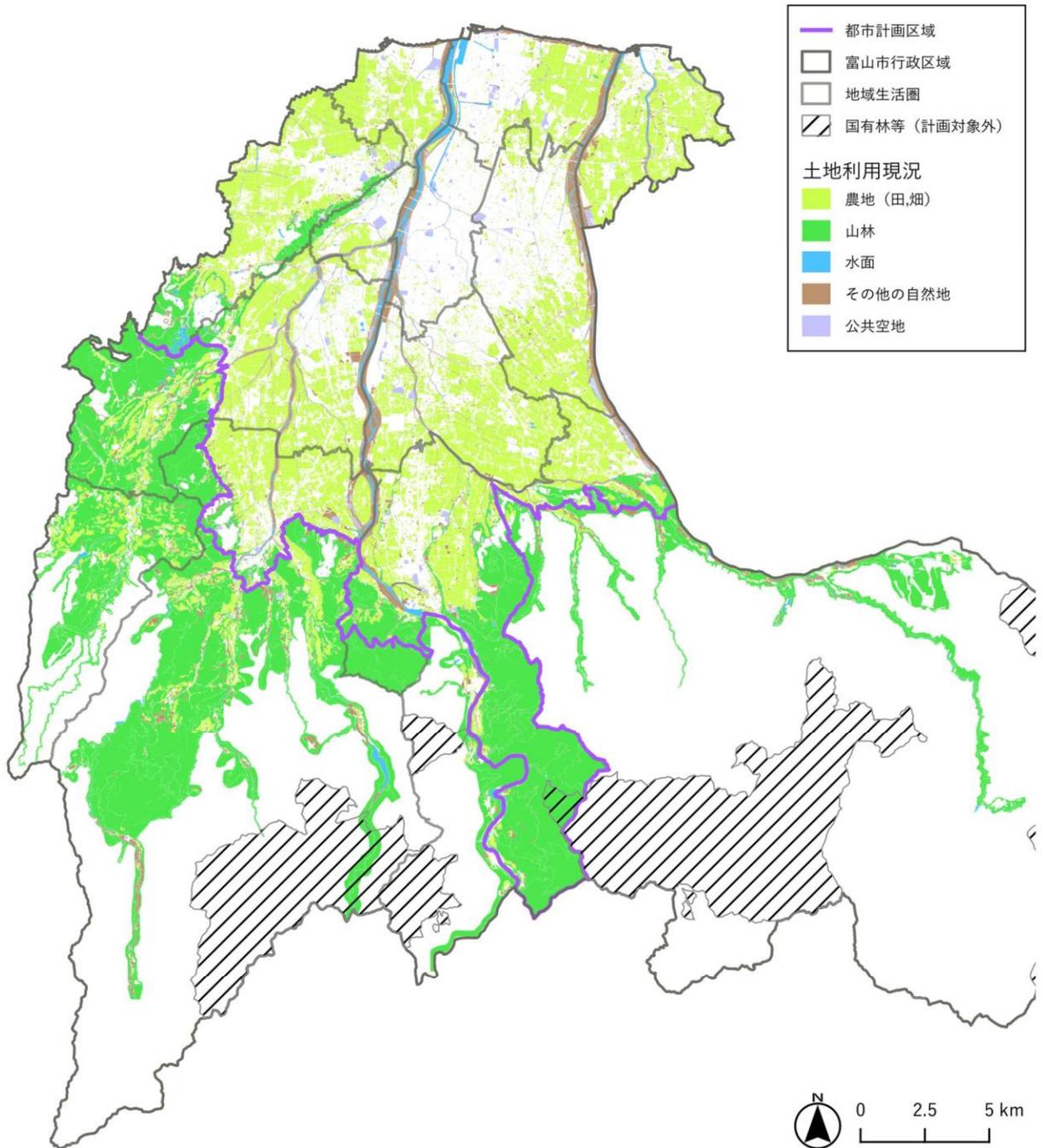


図 緑系土地利用の分布（都市計画区域）

資料：令和5年富山市都市計画基礎調査

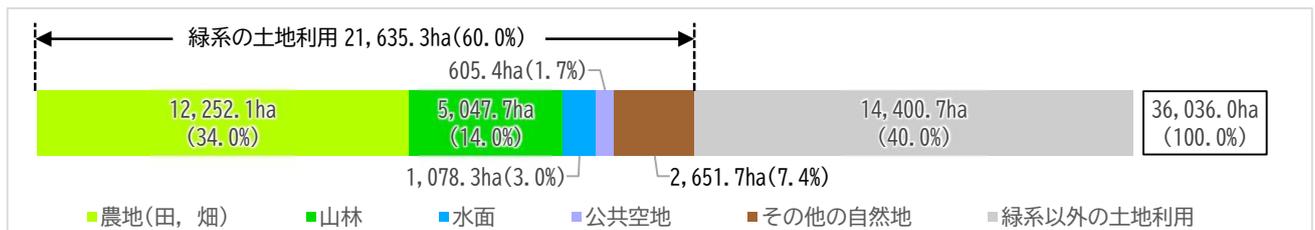


図 緑系土地利用の内訳（都市計画区域）

資料：令和5年富山市都市計画基礎調査

※緑系土地利用…富山市都市計画基礎調査(R5)土地利用現況のうち、「田」、「畑」、「山林」、「水面」、「公共空地」、「その他の自然地」で、いわゆる「緑被面積」と概ね同様となる。

都市計画区域内の緑系土地利用を地域別にみると、緑系土地利用の割合が特に高い地域は、山間部の大沢野（83.4%）、大山（74.1%）等であり、反対に市街地を多く含む富山中央や富山東部、富山北部等の地域では緑系以外の土地利用が過半を占めています。特に都心部である富山中央地域は、緑系土地利用の占める割合は約2割にとどまります。

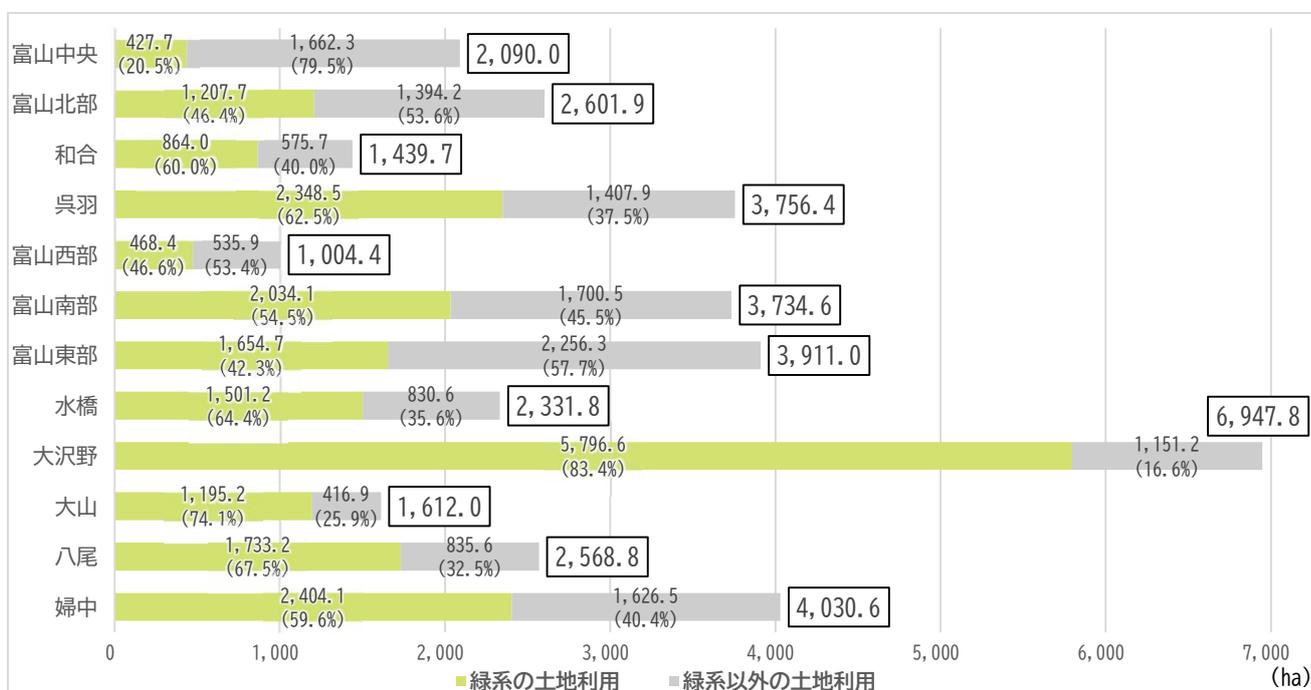
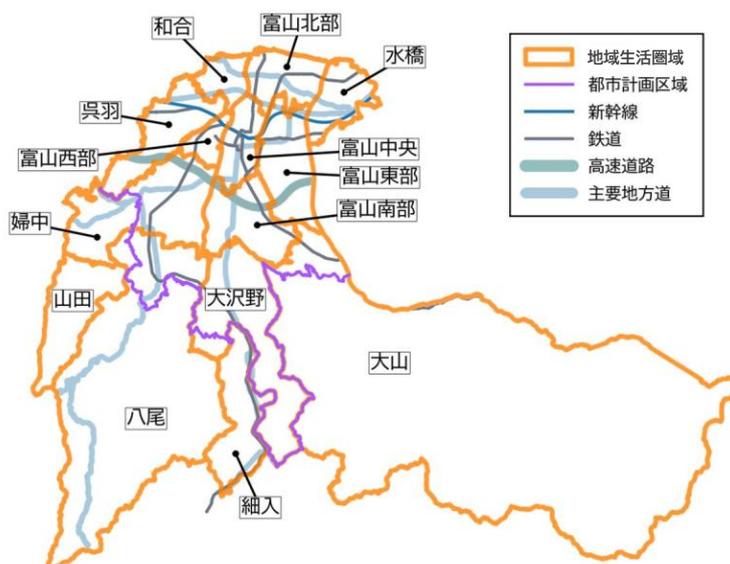


図 都市計画区域内の14地域別の緑系土地利用

資料：令和5年富山市都市計画基礎調査

※山田地区、細入地区は都市計画区域外のため記載なし。

※大山地区、八尾地区、婦中地区については都市計画区域のみの集計。

2) 施設緑地と地域制緑地

本市における都市計画区域内の施設緑地と地域制緑地の合計は 29,342.38ha となっており、都市計画区域全体の 81.4% を占めています。

内訳としては、施設緑地が 850.78ha で緑地総計の 2.9%、地域制緑地が 28,672.31ha で緑地総計の 97.7% を占めています。（詳細は資料編(p66)に掲載）

①施設緑地の概況

平成 24(2012)年度から令和 5 (2023)年度までの施設緑地の面積を比較すると、街区公園、近隣公園、都市緑地で増加しており、地区公園、総合公園、運動公園、風致公園、緩衝緑地で減少しています。

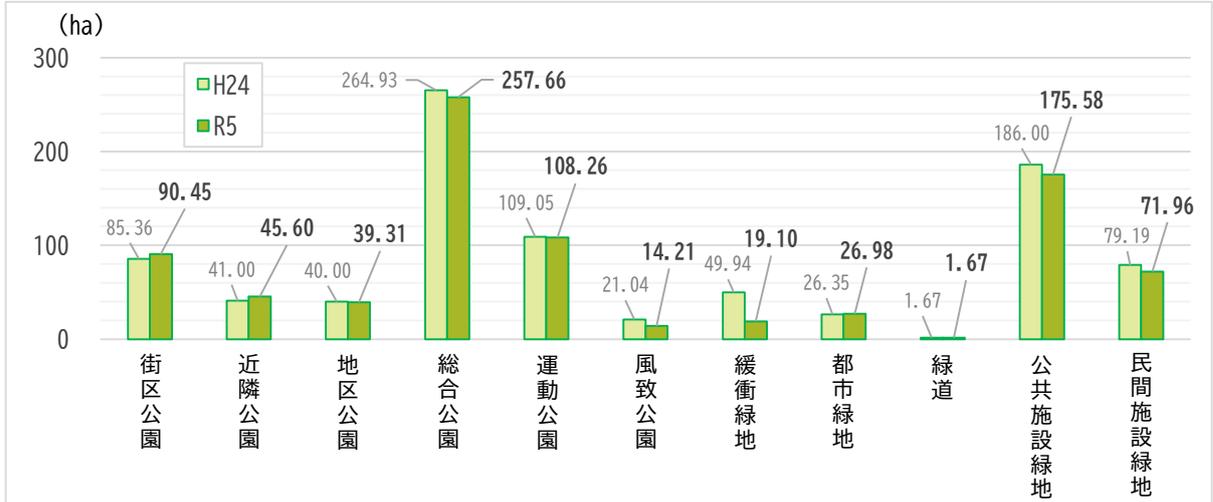


図 施設緑地の増減 (前回調査：平成 24 年度／今回調査：令和 5 年度)

資料：富山市公園データベース (令和 5 年度末)

②地域制緑地の概況

地域制緑地の面積については、平成 24(2012)年度から令和 5 (2023)年度の間に大きな変化はありませんでした。

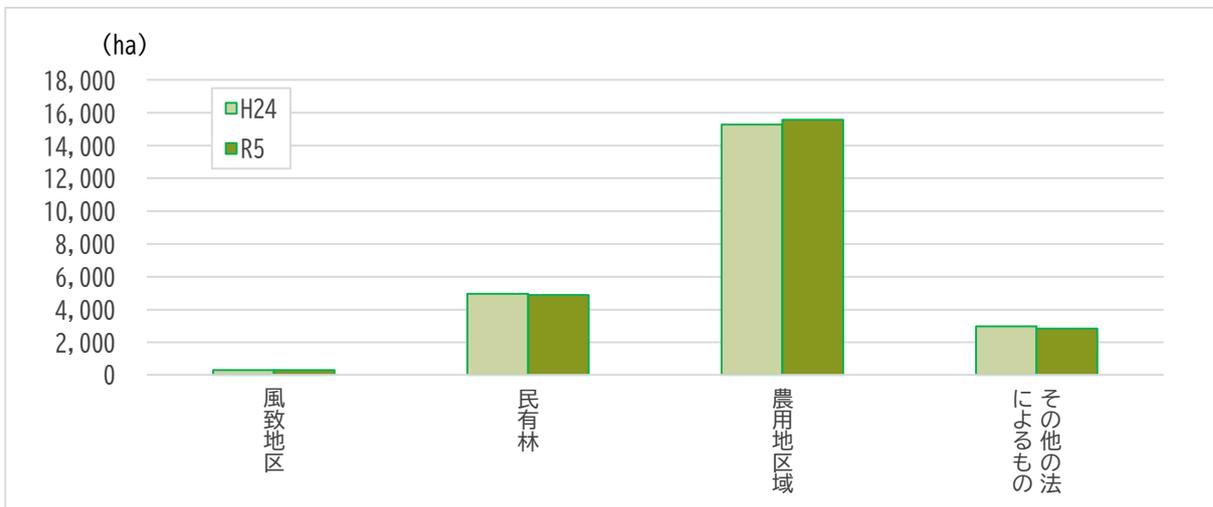


図 地域制緑地の増減 (前回調査：平成 24 年度／今回調査：令和 5 年度)

資料：富山市公園データベース (令和 5 年度末)

注意：民有林は平成 26 年度と令和 3 年度

(2) 都市公園の整備と維持管理・活用

1) 都市公園等の整備状況

① 都市公園の整備状況

開設している都市公園は、令和6年度時点で、合計1,147か所、総面積は603.24haとなっています。

また、街区公園の面積については、500㎡未満の公園が52.5%と過半数を占めており、街区公園の標準規模面積である2,500㎡以上の公園は6.7%にとどまっています。

表 種別ごとの都市公園の整備状況

				都市計画区域	
				整備量	
				か所	面積(ha)
	地区基幹公園	街区公園		1,071	90.45
		近隣公園		25	45.60
		地区公園		8	39.31
	都市基幹公園	総合公園		9	257.66
		運動公園		5	108.26
	基幹公園計			1,118	541.28
	特殊公園	風致公園		4	14.21
	緩衝緑地			2	19.10
	都市緑地			20	26.98
	緑道			3	1.67
都市公園計			1,147	603.24	

資料：富山市公園データベース（令和5年度末）

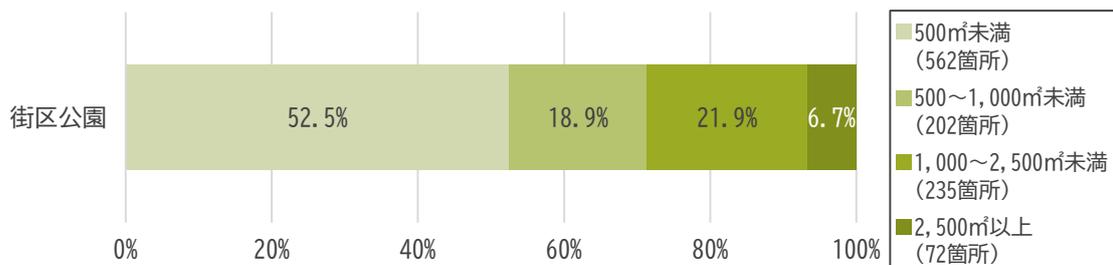


図 街区公園の面積内訳

資料：富山市公園データベース（令和5年度末）

②都市公園の配置状況

市街地の拡大とともに都市公園も整備されてきており、都市公園の誘致圏の分布をみると、港湾の工業地帯や八尾・大山地域等の一部を除いて、市街地はおおむね誘致圏でカバーされている状況です。

総合公園や運動公園等の大規模な都市公園は、広域避難場所に指定されており、災害時に緊急物資の供給や救助・救援活動の拠点を担うなど防災面で重要な公園です。また、街区公園や近隣公園等の住民に身近な公園は、災害時に一時的に身を守るために避難する「一時避難場所」の役割も担います。

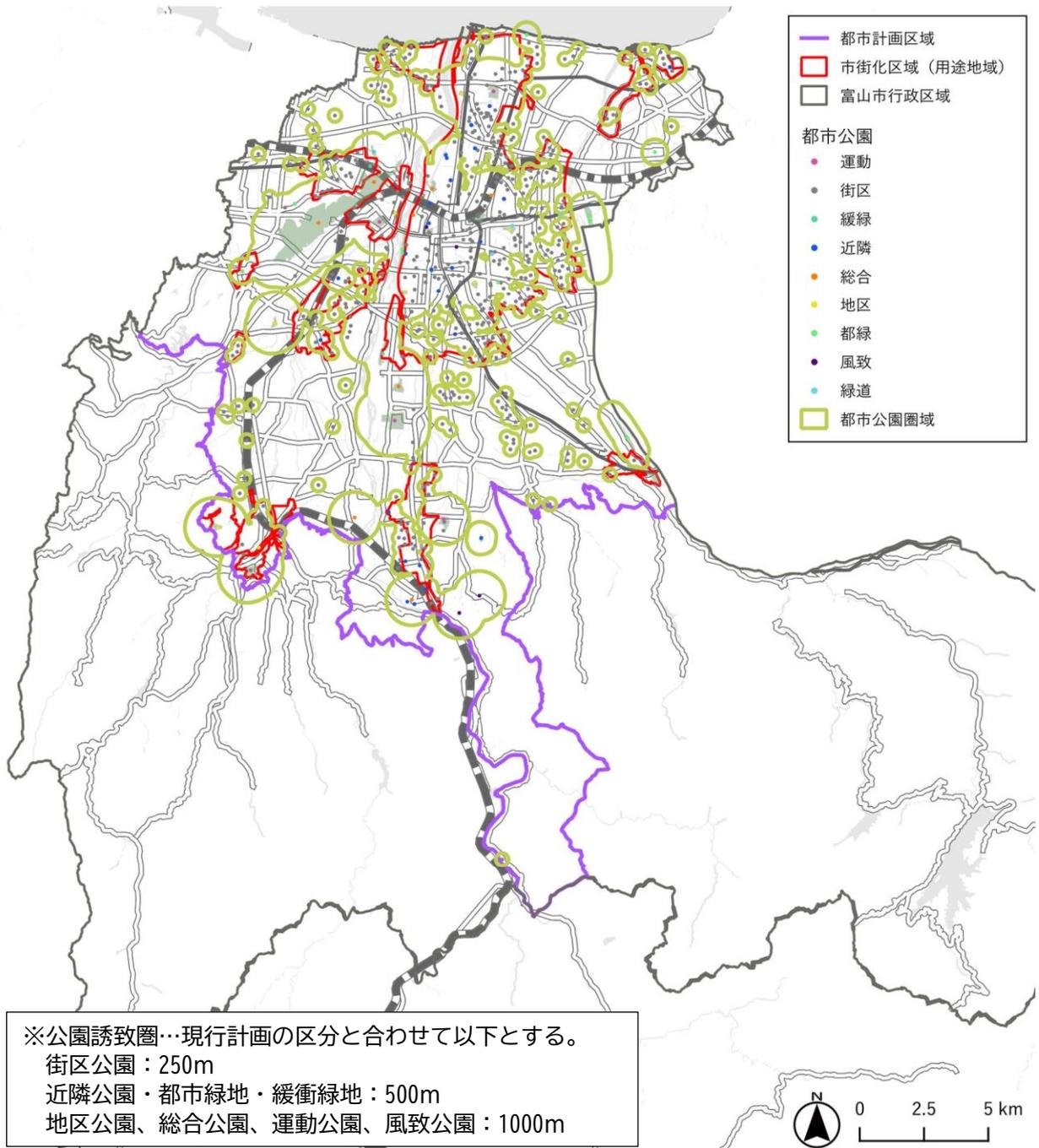


図 都市公園の分布状況

資料：富山市公園データベース（長寿命化計画の対象公園をプロット）

③ 1人当たりの都市公園の整備面積

本市の住民1人当たりの都市公園面積は14.9㎡/人（令和5年度末時点）であり、全国平均の10.8㎡/人（令和4年度末時点）を上回っています。

地域別では、規模の大きい総合公園が立地している呉羽地域が76.2㎡/人と他地域を大きく上回っています。そのほか、富山中央、和合、富山東部、婦中を除く地域では、全国平均の10.8㎡/人（令和4年度末時点）を上回っています。

なお、都市公園法では公園設置に関する参酌基準として、市街地で10㎡/人以上、市街地以外で5㎡/人以上としており、その参酌基準と比較しても本市の平均値は上回っています。

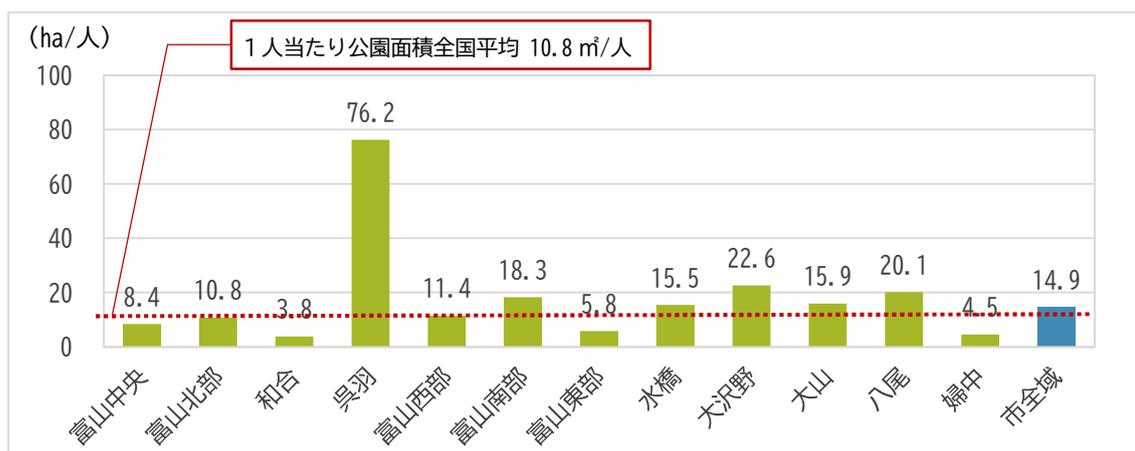


図 1人当たりの都市公園の整備面積

資料：富山市公園データベース（令和5年度末）、国勢調査小地域人口（令和2年）

※山田地域、細入地域は、都市計画区域内に都市公園がないため、上記に表示していない

④ 都市公園の設置年数

都市公園の設置年数については、設置年数30年以上の公園が、市全体の52.2%と過半数を超えています。

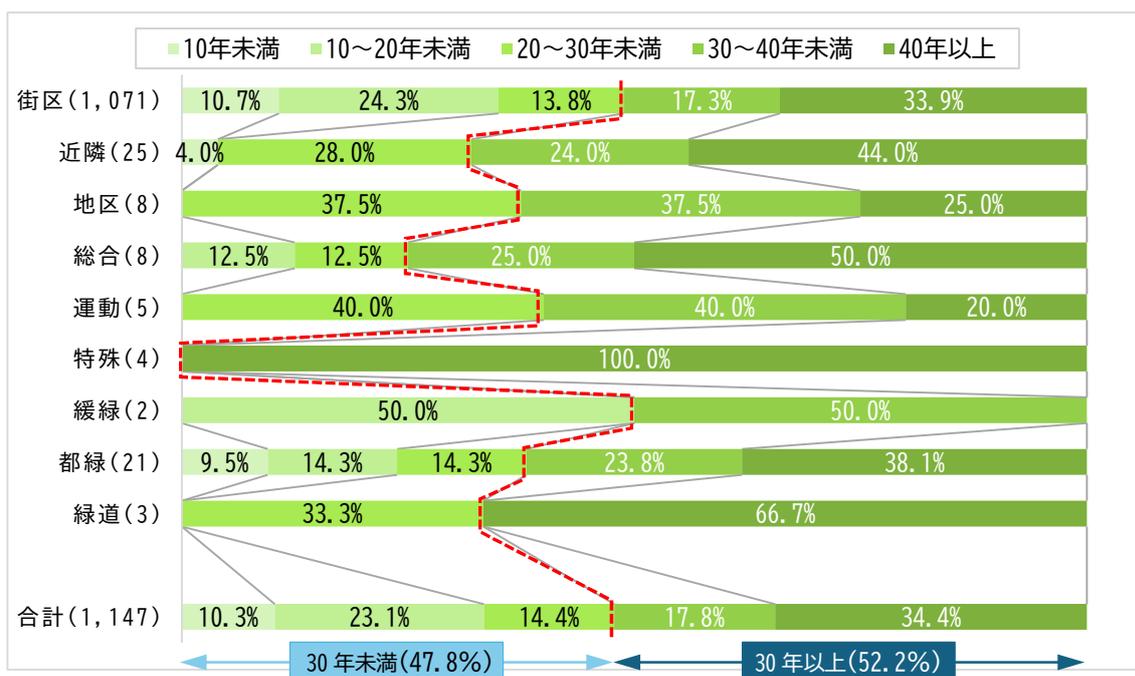


図 都市公園の設置年数

資料：富山市公園データベース（令和5年度末）

⑤都市公園の維持管理

都市公園の維持管理費は600～700百万円で推移していましたが、令和元年度から令和6年度にかけては大幅に増加しており、令和6年度には908百万円となっています。

街区公園を対象として活動する公園愛護団体の登録数は、毎年増加しており、令和元年時点で1,000団体を超え、令和6年時点では1,048団体となっています。

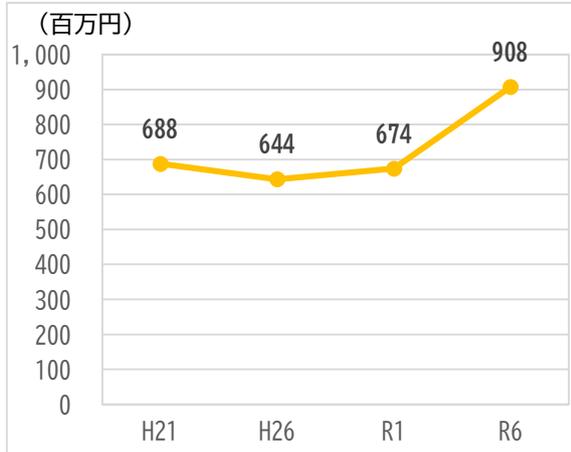


図 都市公園の維持管理費の推移

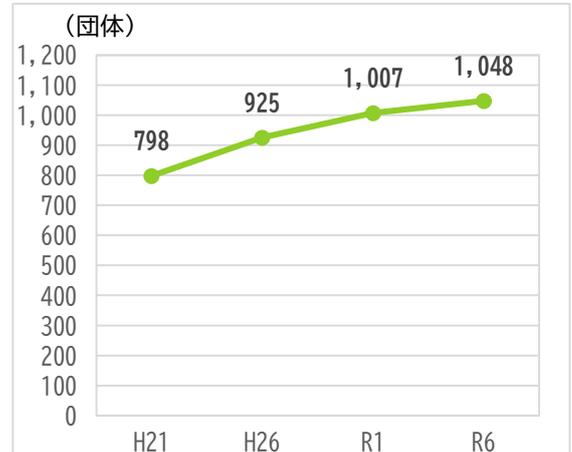


図 公園愛護団体の登録数の推移

近隣公園以上を対象として活動する公園サポート隊の登録数は、令和6年に7団体あり、わずかずつですが緩やかに増加しています。

緑を育てる推進員の登録人数は、340人前後で推移しています。

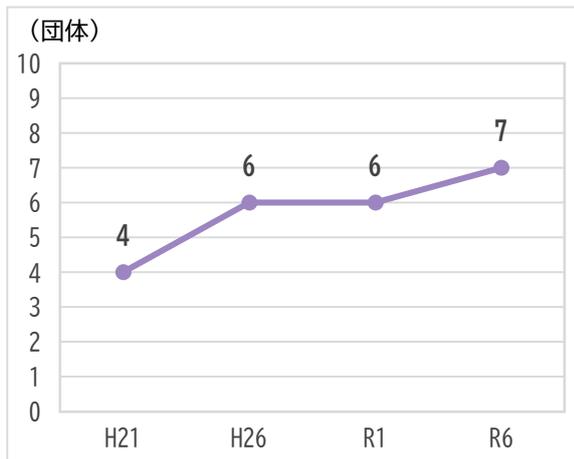


図 公園サポート隊の登録数の推移

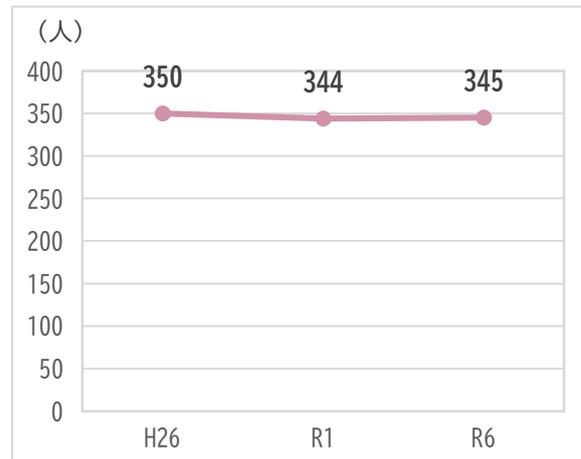


図 緑を育てる推進員の登録人数の推移

⑥都市公園の再整備

既存の都市公園の質や魅力の向上を図るため、遊具等の公園施設の長寿命化やユニバーサルデザイン化等の再整備を進めています。

平成27年から令和6年の10年間に、長寿命化を行った施設数は504基であり、その内「遊戯施設」が68.7%（346基）を占めています。（詳細は資料編(p68～69)に掲載）

また、令和6年以降、地域間でのバランス等を考慮しながら、既存遊具の更新において、インクルーシブ遊具の導入を順次進めています。

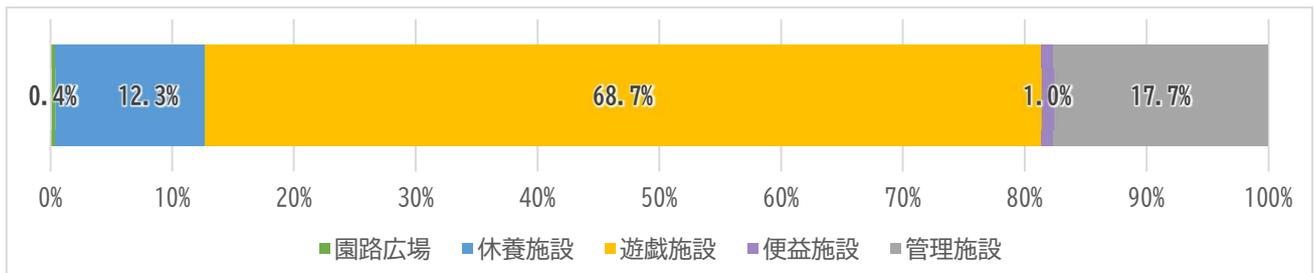


図 平成27(2015)年から令和6(2024)年に長寿命化工事を実施した施設の種別



公園再整備後の滑り台や東屋など（下新北町公園）

(3) 街路樹

本市の都市計画道路等の幹線道路は、重要なみどりの軸として街路樹による緑化を行っており、市全体で街路樹は約10,000本あり、旧富山地域に約6,500本、その他の地域に約3,500本となっています。樹種としては、「ハナミズキ」、「イチョウ」が多くなっています。



ケヤキ並木

(4) 農地・森林・里山・水辺の状況

1) 農地

本市には、全国でも有数の穀倉地帯となっている平野部の広大な水田をはじめ、呉羽丘陵西側の梨畑や中山間部の棚田等の多様な農地があり、本市の重要な農業生産基盤となっています。

経営耕地面積は平成17年から約12%減少しています。

農業振興地域について、総面積自体は大きく変化していませんが、このうち約38%を占める農用地区域は概ね減少基調となっています。

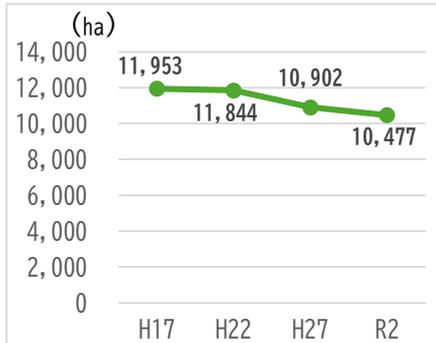


図 経営耕地面積の推移
資料:富山市統計書(令和6年度版)

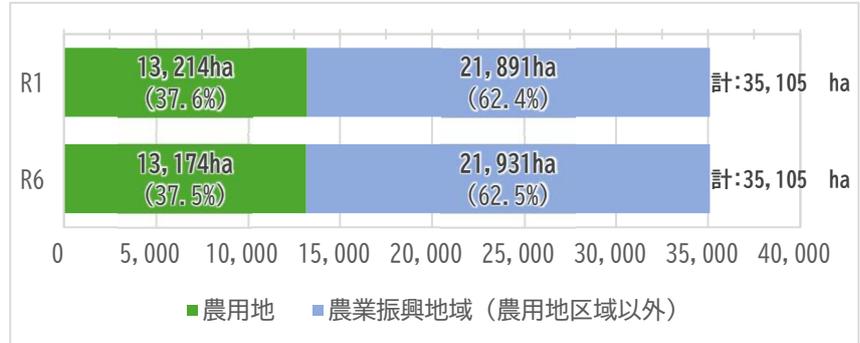


図 農業振興地域・農用地区域の推移
資料:農林水産業の動き(富山市農林水産部)

2) 森林

本市の南部から南東部の立山連峰に連なる山地に森林が広く分布し、市域面積の約7割を占めています。また、森林のうち約7割が、地域森林計画対象民有林となっており、令和5年時点では58,128haとなっています。

これらの森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、木材等の生産等の多面的な機能を有しています。

しかし、過疎化・高齢化の進行に伴う森林管理の担い手の減少等から、手入れが必要な人工林や里山林が放置され、森林が持つ多面的な機能の低下が懸念されています。

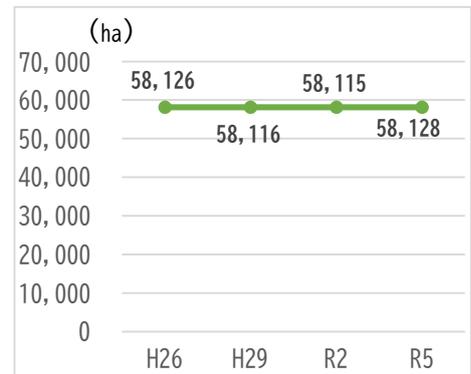


図 地域森林計画対象民有林の推移
資料:富山県森林・林業統計書(令和5年度)

3) 里山

本市において、丘陵の裾野や中山間地域の里山は、豊かな自然と人の暮らしとの関わりの中で、自然と人との共生が図られてきました。このうち、環境省の生物多様性保全上重要な里地里山として、呉羽丘陵と三乗が選定されています。

呉羽丘陵は、呉羽山公園、城山公園からなる都市計画公園で、動植物・景観保全、環境教育、身近な自然とのふれあいの場という観点で、富山市ファミリーパークや NPO 法人きんたろう倶楽部等が、丘陵の保全活動や環境教育の場として利活用を図っています。また、呉羽丘陵の尾根には、里山の自然の豊かさを感じることができる自然歩道（フットパス）が整備されています。

三乗は4集落にまたがる地域で、開かれた広大な傾斜地に立山連峰を一望する棚田が広がっており、日本の棚田百選にも選ばれています。みのり棚田の学校実行委員会により、農作業体験やホタル観賞会など、都市と農村の交流を深める様々な体験プログラムが実施されています。



富山市ファミリーパーク



三乗の棚田

4) 水辺環境

本市では、富山湾の海岸線から、神通川や常願寺川等の本市の骨格的な緑を形成する河川、市街地を流れる松川やいたち川など、多くの河川が流れ、豊富な水辺環境を有しています。

神通川や常願寺川では、広大な河川敷を活かして、運動公園等の広域的なスポーツ・レクリエーションの場として活用されています。

本市の中心部を流れる松川は日本さくら名所 100 選に選定されており、いたち川も桜の名所として市民に親しまれています。



松川と桜



神通川緑地

(5) 市民協働による緑化

1) コミュニティガーデン事業

高齢者の外出機会や生きがいを創出するとともに、地域住民で収穫の喜びを分かち合うことで、地域コミュニティの再生を図るため、街区公園や市の施設などで実施するコミュニティガーデン事業を実施しています。

(街区公園コミュニティガーデン事業)

まちなかの街区公園において、本市が新たにコミュニティガーデンを整備し、地域住民が花や野菜の栽培・収穫などを通して、公園や地域に対して愛着を持つことで、地域コミュニティの醸成を図る事業です。

平成 25 年から、芝園町二丁目公園、白銀町公園などの 9 か所で実施しています。



地域住民で花や野菜を育てる



収穫の喜びを分かち合う

(角川コミュニティガーデン事業)

角川介護予防センターにコミュニティガーデンを設置し、地域の高齢者や保育園の児童との世代間交流の促進を図っています。

平成 26 年から、地域の長寿会と近隣の保育園の児童と一緒に花やサツマイモの栽培や収穫を行っています。



保育園の児童と長寿会による植え付け



サツマイモの収穫

2) 緑地協定

都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の合意によって協定を結ぶ制度です。市内では、令和6年現在で4地区、17.2haで締結されています。都市緑地法では、締結期間は30年を超えることができず、超える場合には、住民合意のもとに任意の協定として存続することになります。本市における締結期間は基本的に10年のため、令和6年現在までに有効期間を終了した地区は、19地区あります。



エコタウンヒルズ

3) 保存樹木・樹林の指定

地域のシンボルとなっている緑を保全するため、所有者の意向を踏まえつつ、「富山市緑化推進条例」に基づき、保存樹木・樹林に指定し、補助金交付事業等で支援することで、現存する樹木を維持・保存しています。

令和6年度の保存樹木は、313本、保存樹林は、20,289㎡（7箇所）となっており、保存樹木の把握を樹林単位に置き換えている箇所もあるため、保存樹木数は減少し、保存樹林面積は増加しています。

4) ハンギングバスケット

本市のまちなかの魅力の一つとして定着している本事業は、平成19年度から始まり、「花でつなぐフラワーリング事業」として、まちなかにハンギングバスケットを設置しています。また、市民協働による「市民と広げるフラワーハンギングバスケット事業」は、市民から募ったハンギングバスケットサポーターを対象に植栽等の講習会を実施し、主体的にフラワーハンギングバスケットの植え込み作業等といった植栽管理作業に取り組んでいます。



まちなかのハンギングバスケット

5) 花と緑のフェスティバル

本事業は、富山造園業協同組合との協働で取り組んでおり、イベント会場のフラワーカーペットから好きな花を選んで、ハンギングバスケットや、寄せ植えプランターの制作、ネイチャークラフト工作の体験ができます。また、メインイベントのひとつである軽トラ庭園コンテストは、令和7年で14回目を迎え、軽トラックの荷台に造園職人の作庭技術を駆使して造られた力作が集結しました。



令和7年 花と緑のフェスティバル

6) 花いっぱいコンクール

花いっぱい運動を通じて、花や緑を愛し、育てる楽しさを生活のなかに定着させ、美しい環境づくりを行うことを目的に、コンクールを実施しています。審査は、「保育施設・幼稚園部門」、「学校部門」、「一般部門」、「花の道部門」、「街角部門」の5部門で行いました。応募件数は、令和4年度が74団体(個人含む)、令和5年度が61団体(個人含む)、令和6年度が91団体(個人含む)、令和7年度が81団体(個人含む)となっています。

令和7年度 最優秀賞



「三成小学校」〈学校部門〉



「興南中学校教育後援会&生徒会美化実践部」
〈花の道部門〉

7) 緑のカーテン事業

緑のカーテンは、建物の窓際で、つる性植物(朝顔やゴーヤ等)を育てる取組で、日差しを防ぎ室温の上昇を抑える効果があります。平成21年度から始まった本事業は、「チームとやまし」という、温室効果ガス削減の成果を上げていくことを目的とした活動の一環として取り組んでおり、子どもたちへの環境教育と夏季の省エネルギー啓発を推進し、温室効果ガスの削減を図っています。



大山中央保育所での緑のカーテン

8) ヒマワリプロジェクト

本市の草花であるヒマワリの名所を作る「ヒマワリプロジェクト」では、市民協働でヒマワリ畑づくりが行われています。

また、栽培したヒマワリを、JR富山駅などの公共施設に展示する活動を行っています。



和合公園 ヒマワリ種まき

9) その他の取組

大沢野地域のサルビア園花壇管理、松川のさくらサポーターなど、市内の多くの場所において市民協働による緑化を進めています。

また、緑の募金を活用して、地域の緑化活動や花とみどりの少年団の活動を促進しています。

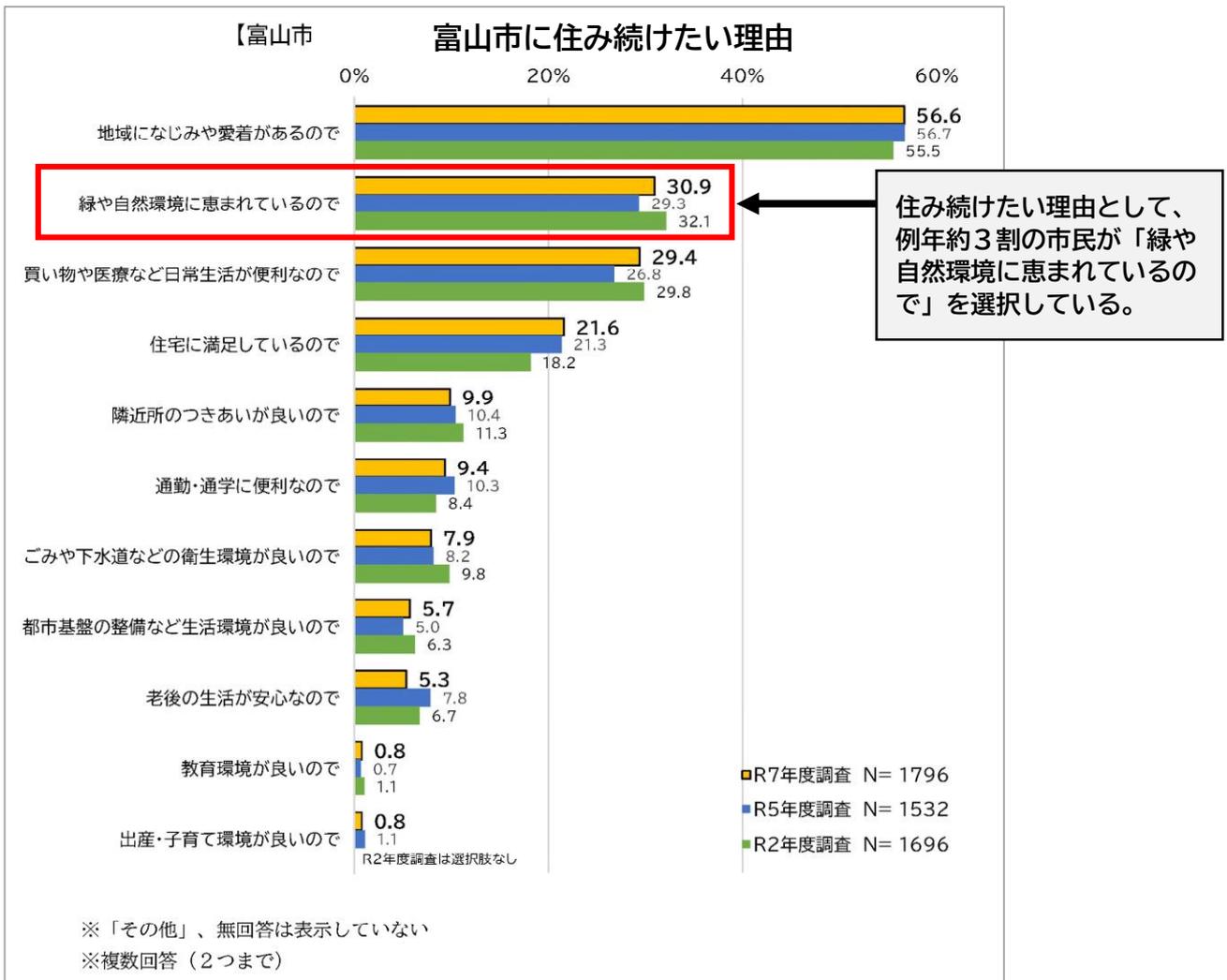
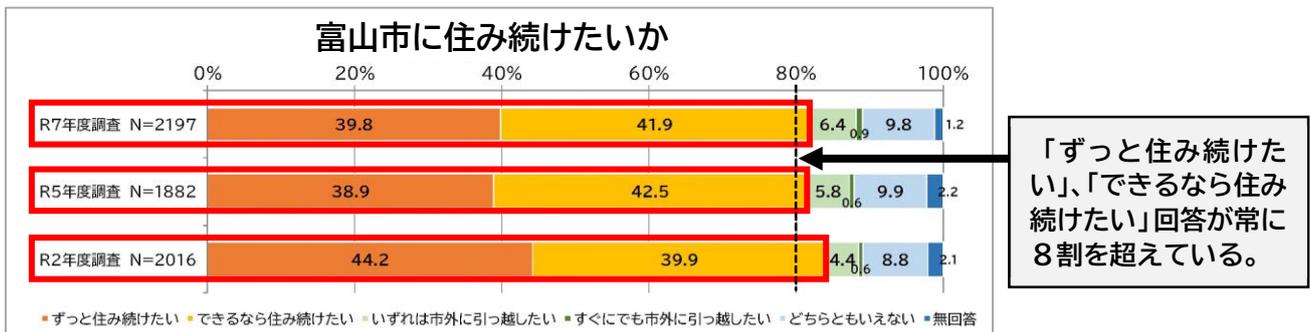
2. 緑に関わる市民の意向

市民の意識・意向を把握するために、「富山市民意識調査結果報告書（令和7年度）」及び「富山市のまちづくりに関するアンケート調査（令和5年度）」より、本計画と関連性の高い調査結果を抽出し、整理します。

(1) 富山市民意識調査（令和7年度）

① 富山市に住み続けたいか・その理由

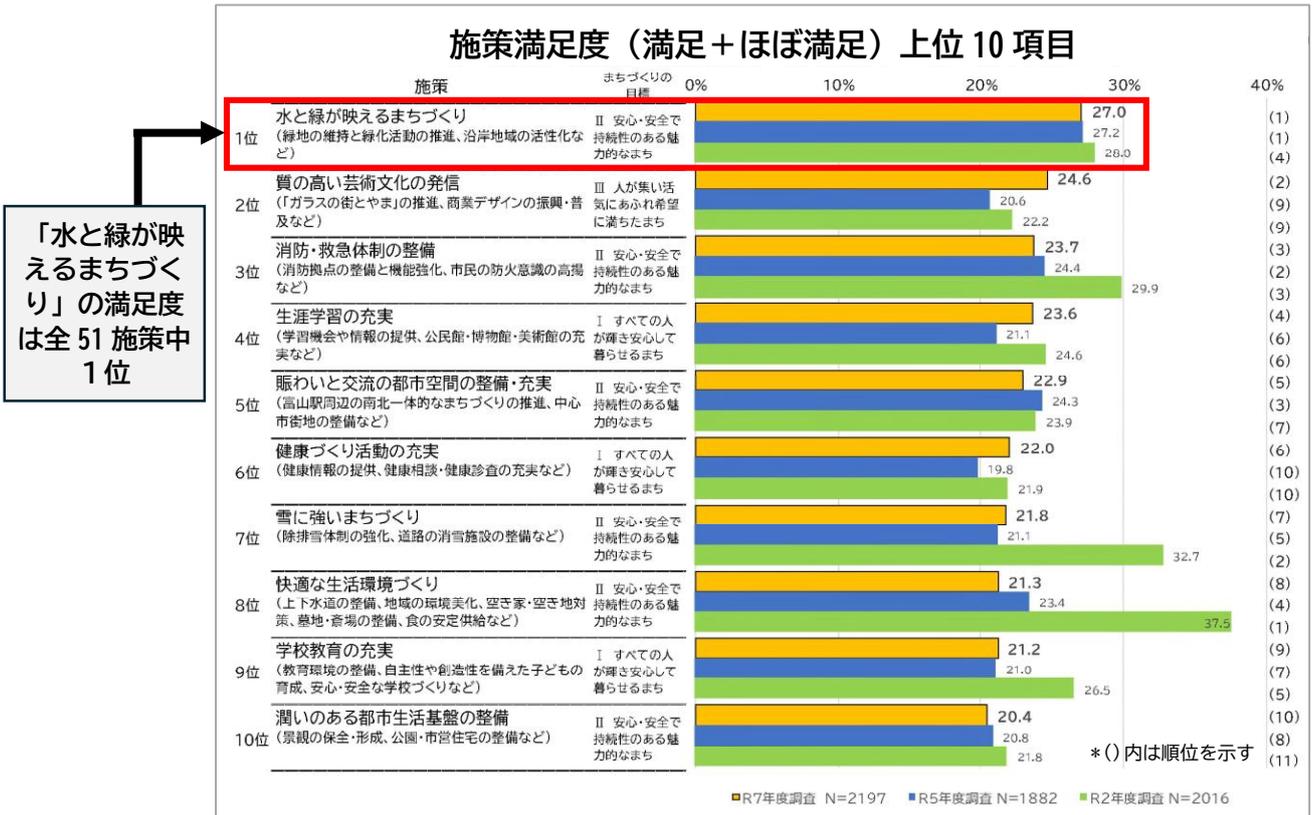
本市に住み続けたいかについて、全体では、「ずっと住み続けたい」、「できるなら住み続けたい」と回答した割合は例年8割を超えています。その理由として、「緑や自然環境に恵まれているので」と回答した割合は30.9%で2番目に高くなっています。



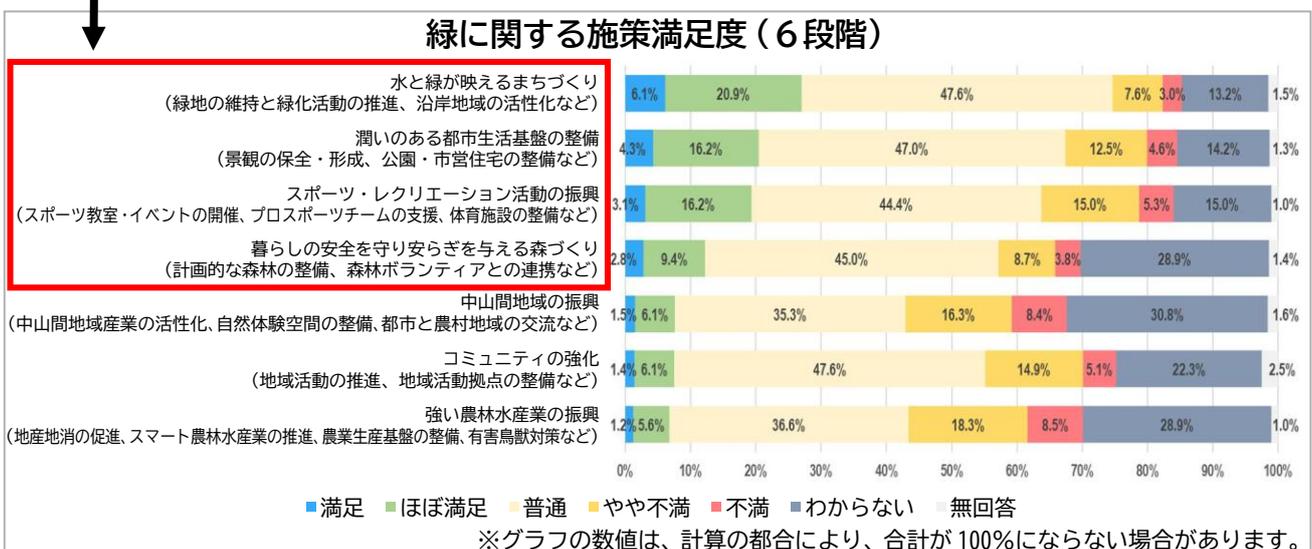
②「第2次富山市総合計画」の施策満足度

本市は、第2次富山市総合計画の中で4つの「まちづくりの目標」のもと、51の施策を設定しています。これらの施策について、6段階の満足度での回答では、「水と緑が映えるまちづくり」の満足度（満足+ほぼ満足）が最も高くなっています。

また、51の施策のうち、「緑に関する施策」を抽出した結果は、「水と緑が映えるまちづくり」に加え、「潤いのある都市生活基盤の整備（景観の保全・形成、公園・市営住宅の整備など）」、「スポーツ・レクリエーション活動の振興」「暮らしの安全を守り安らぎを与える森づくり」の満足度（6段階）が比較的高くなっています。



「水と緑が映えるまちづくり」のほかに、「潤いのある都市生活基盤の整備（景観の保全・形成、公園の整備など）」、「スポーツ・レクリエーション活動の振興」等の満足度（6段階）が比較的高い。

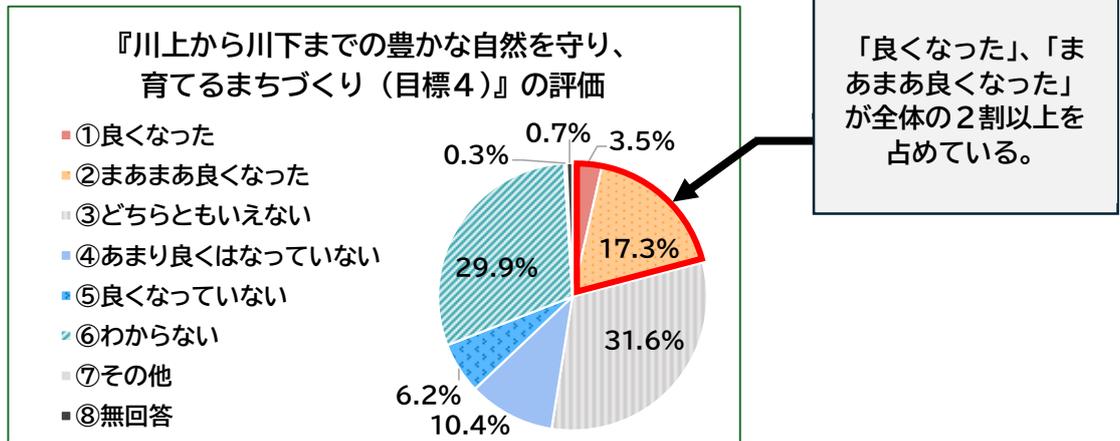


出典：令和7年度富山市民意調査

(2) 富山市のまちづくりに関するアンケート調査（令和5年度）

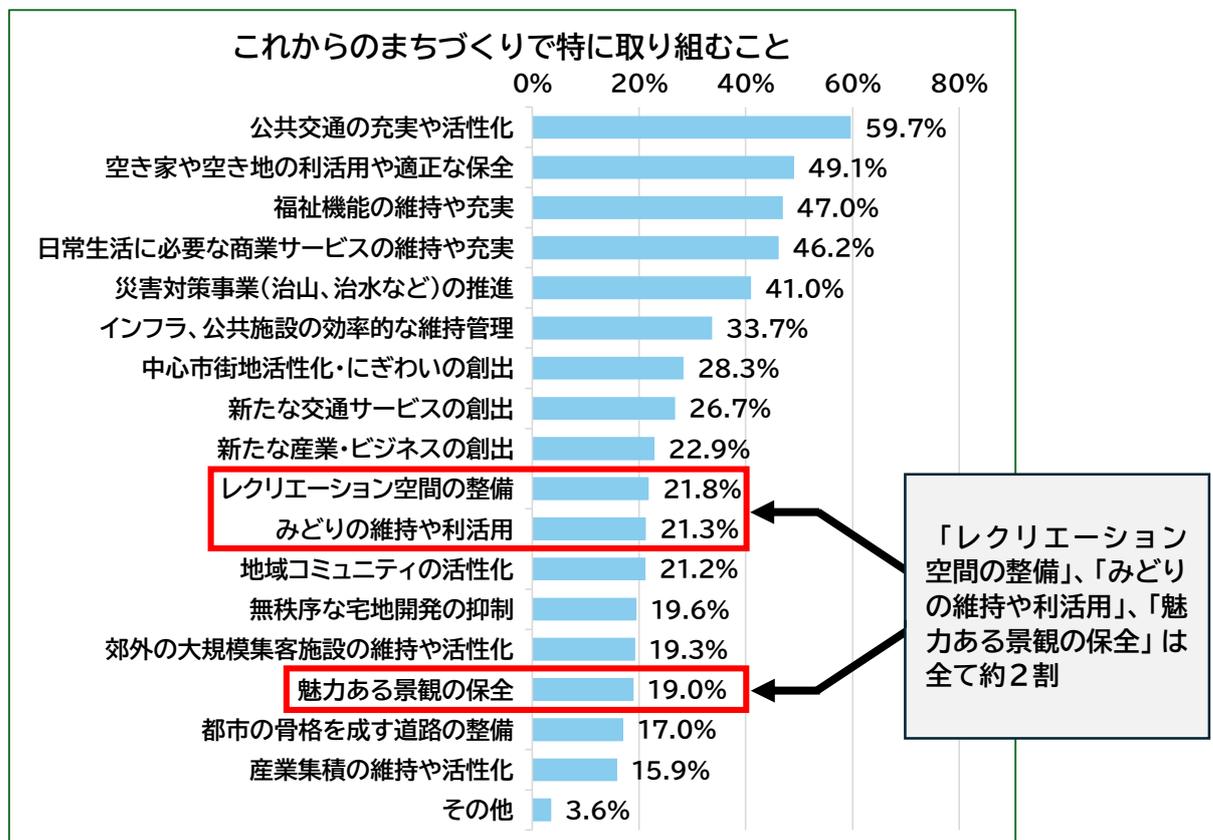
①川上から川下までの豊かな自然を守り、育てるまちづくり

富山市都市計画マスタープランでは、「公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくり」によって目指すまちづくりの目標を4つ設定しています。そのうち、目標4にある『川上から川下までの豊かな自然を守り、育てるまちづくり』の評価は、「良くなった」、「まあまあ良くなった」が全体の2割以上を占めています。



②これからのまちづくりで特に取り組むべきこと

「これからのまちづくりで特に取り組むべきこと」では、「レクリエーション空間の整備」、「みどりの維持や利活用」、「魅力ある景観の保全」は全て約2割と、上位ではないものの、一定の割合で必要とされています。



資料：富山市都市計画マスタープラン改定に関する市民アンケート調査（令和5年度）

3. 緑を取り巻くまちづくりの動向

(1) 都市緑地法等の改正

公園・緑地、農地等のオープンスペースについて、公園ストックの老朽化や魅力低下、宅地化を前提としてきた都市農地の減少、自治体の財政や人材の制約等を背景に、都市の緑の多機能性を最大限に活かすため、平成 29 年に都市緑地法・都市公園法等が改正されました。

これを受けて、緑の基本計画の記載事項が拡充され、緑地の定義に「農地」を明記し、緑の基本計画の対象とするとともに、都市公園の適正管理や利活用の重要性が増していることを受け、公園の管理方針が追加されました。

【都市緑地法の改正内容（平成 29 年）】

- ・ 緑の基本計画の記載事項の追加 ⇒ 都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込む
- ・ 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の拡充
- ・ 民間による市民緑地の整備を促す市民緑地認定制度の創設
- ・ 商業地域等の建ぺい率の高い地域における都市緑化に向けた、緑化地域制度の改正
- ・ 緑地の定義への農地の明記 ⇒ 都市緑地法の諸制度の対象とすることを明確化

【都市公園法の改正内容（平成 29 年）】

- ・ 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設
- ・ PFI 事業の設置管理許可期間の延伸（最長 10 年→30 年）
- ・ 保育所等の占用物件への追加（特区の全国措置化）
- ・ 公園活性化に関する協議会の設置
- ・ 都市公園の維持修繕基準の法令化

更に、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等のため、緑の機能への期待が高まる中、都市における緑地の質・量両面での確保に向けて、令和 6 年に、都市緑地法の一部改正が行われました。

【都市緑地法の改正内容（令和 6 年）】

(1) 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ① 国の基本方針・計画の策定
- ② 都市計画を定めるに当たって自然的環境の整備や保全の重要性を考慮

(2) 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新のための支援

- ① 緑地の機能の維持増進のために行う再生・整備を法的に位置づけ、財源を充実
- ② 指定法人が地方公共団体に代わり緑地の買入れや整備を行う制度を創設

(3) 緑と調和した都市環境の整備への民間投資の呼び込み

- ① 民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度を創設
- ② 都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業に係る認定制度を創設

(2) グリーンインフラ

グリーンインフラとは、自然と共生する社会の実現に向けて、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

[グリーンインフラの特徴]

- ① 施設や空間そのものが多様な機能を有することを示す「機能の多様性」
- ② 地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することを示す「多様な主体の参画」
- ③ 自然環境の変化などにより新たな機能が発揮することを示す「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」または「育てる」インフラ）」



令和8年1月には、「国土交通省環境行動計画」（令和7年6月策定）に係る実行計画として新たに「グリーンインフラ推進戦略2030」が策定され、グリーンインフラの定義や効果、特徴等を整理した上で、2030年までの取組を体系的に整理し、目指す成果を設定しています。

[グリーンインフラの定義・効果]

- グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。
- これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。

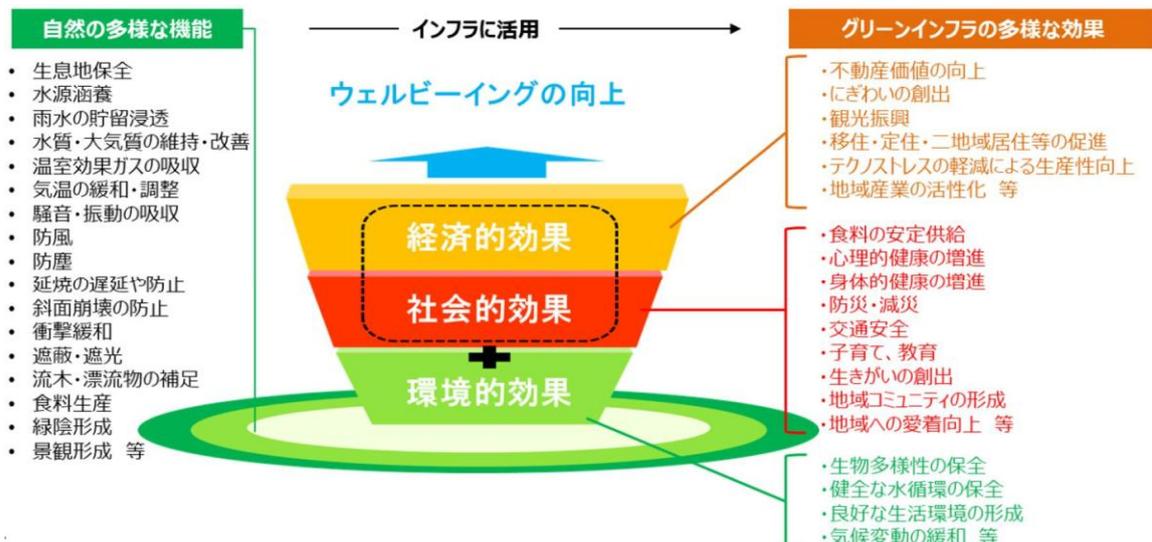


図 グリーンインフラの定義・効果

資料：「グリーンインフラ推進戦略2030の全体概要」（国土交通省）

(3) ネイチャーポジティブ、30by30

ネイチャーポジティブ（自然再興）とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指します。今の地球は過去1,000万年間の平均と比べて10倍～100倍もの速度で生物が絶滅するなど、マイナスの状態にあり、これまでの自然環境保全の取組だけではなく、経済から社会、政治、技術までの全てにわたり改善を促すことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にするというのが、ネイチャーポジティブの趣旨です。

国内では、2023年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」において2030年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。



図 ネイチャーポジティブ宣言

資料：環境省エコジジ HP、J-GBF「ネイチャーポジティブ宣言の呼びかけ」

2030年までのネイチャーポジティブの実現に向けた目標の一つとして位置づけられているのが、「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」であり、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

30by30目標の達成に当たっては、国立公園等の法令による保護地域の拡張と管理の質の向上だけでなく、人々や民間の自発的な取組により自然が守られている「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures／自然共生サイト）」を増やしていくことが有効とされています。

OECM（自然共生サイト）としては、企業の管理する水源の森や地域が管理する里地里山が考えられ、このような生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことが重要となります。

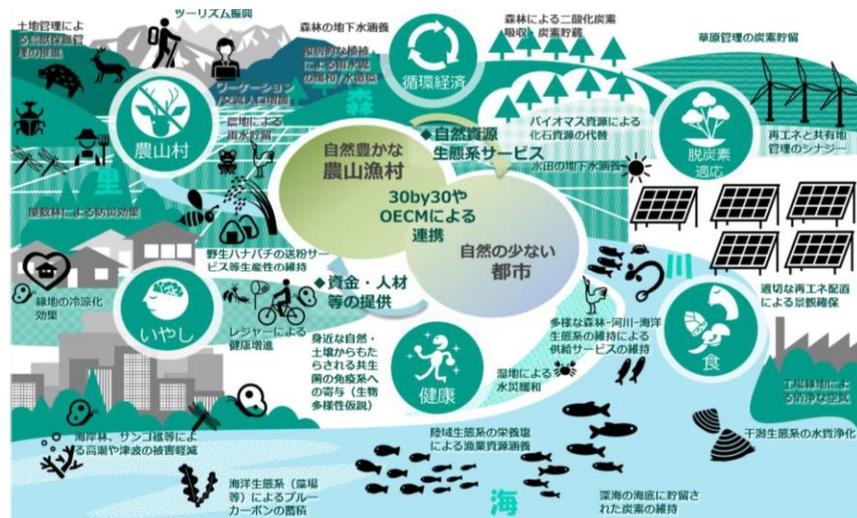


図 健全な生態系の下で、自然の恵み豊かな30by30実現後の地域イメージ

資料：環境省「30by30の概要について」

(4) 本市を進めるまちづくりとの整合

緑のまちづくりにあたっては、以下のような本市を進めるまちづくりとの整合を図る必要があります。

1) コンパクトなまちづくり

これからの本市のまちづくりは、本格的な人口減少と社会情勢の変化に対応し都市の活力を創出するため、公共交通の活性化と、その沿線に居住や都市機能の集積を図るコンパクトなまちづくりを継続するとともに、地域資源の魅力最大化する拠点の形成や既成市街地の利活用により、『公共交通を軸とした都市の再構築による拠点集中型のコンパクトなまちづくり』の実現を市民とともに目指します。

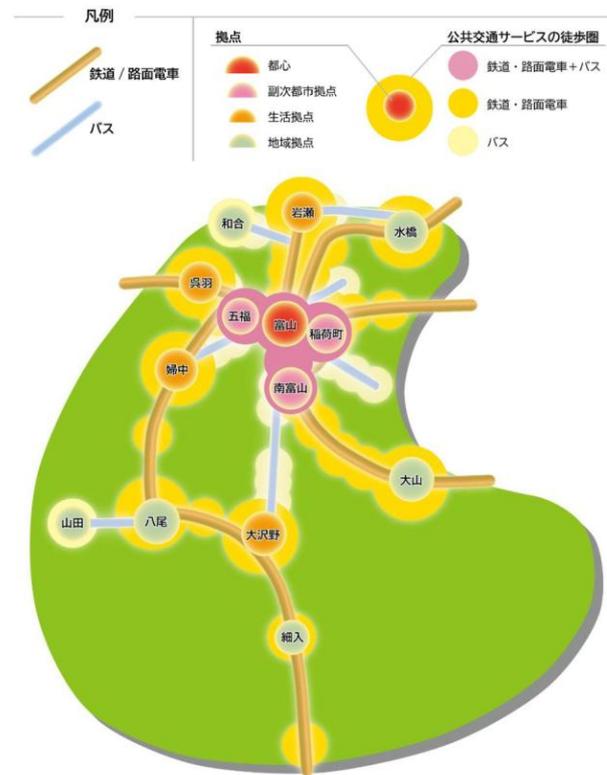


図 富山市が進めるコンパクトなまちづくりの概念図

2) SDGs 未来都市と持続可能なまちづくり

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「世界中の誰一人取り残さない」をテーマに、平成 27 年 9 月の国連サミットで 193 の全ての国連加盟国が合意した 2030 年までに達成すべき課題と、その具体目標を定めたものです。

本市では、2018 年 6 月に経済・社会・環境の分野をめぐる広範な課題に統合的に取り組む地方自治体として、国 (内閣府) の「SDGs 未来都市」に選定されました。

あわせて、SDGs 未来都市の中でも先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通じて地域における自律的好循環が見込めるものとして、「自治体 SDGs モデル事業」にも選定されました。

なお、これまでに環境や超高齢化社会への対応を目指して推進してきた「環境未来都市」としての先進的な取組については、この「SDGs 未来都市」の枠組みに統合され、継承・発展が図られています。



図 SDGs 17の目標

3) スマートシティ

本市では、これまで本市が取り組んできたコンパクトなまちづくりを深化させるべく、デジタル技術の導入とそれにより得られるデータの利活用により、市民や地域の課題解決に資する官民のサービスを創出するスマートシティ政策に取り組んでいます。

令和4年に作成した「富山市スマートシティ推進ビジョン」では、3つの目標、9つの施策テーマに基づき、27の取組の方向性が示されており、「美しく豊かな自然が維持されている」「外出したくなる個性的・魅力的な場がある」「地域の魅力が新たな交流を生んでいる」等の緑のまちづくりに関連する取組が見られます。

4) 都市づくり情報の見える化

本市では、スマートシティの取組に先駆けて、人口・世帯や土地利用、交通ネットワーク等の様々な数値情報の公開型GIS「インフォマップとやま」での公開や、市役所窓口の混雑情報や河川の水位情報等の保有データを一元化、可視化して提供する「Toyama Smart City Square（情報可視化サービス）」など、様々なデータの見える化に取り組んでいます。

5) こどもまんなかアクション

こども家庭庁では、子どもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする「こどもまんなかアクション」を呼び掛けています。

本市では、より多くの方に子どもや子育てを応援する意識を持っていただき、子どもや子育てにやさしい取組の輪が広がるよう、令和6年に市独自の「こどもまんなか推進ロゴマーク」を作成し、「こどもまんなか社会」の実現に向けて市民や企業等ができる取組を呼び掛けています。

4. 緑の保全・創出に向けた課題

これまでの緑の現状・動向を踏まえ、緑のまちづくりの課題を以下に示します。

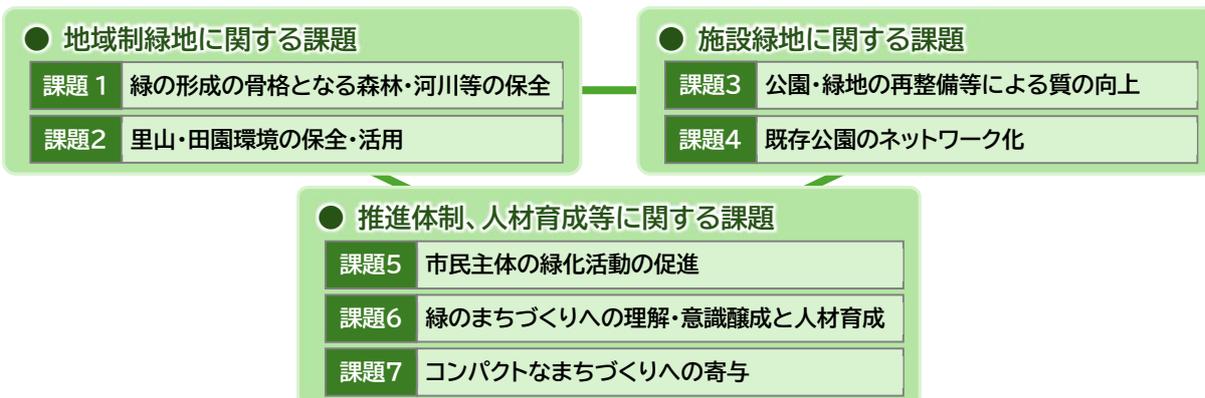


図 緑の保全・創出に向けた7つの課題

課題1	緑の形成の骨格となる森林・河川等の保全
<p>◎市民共通の原風景・資産である、本市の緑の骨格を形成する森林や主要河川の水辺等の緑地を保全する必要があります。</p>	
[中間見直しにあたっての現況動向のポイント]	
<ul style="list-style-type: none"> ●緑の骨格を形成する森林面積の推移 <ul style="list-style-type: none"> ○地域森林計画対象民有林の面積の推移 ：〈H26(2014)〉58,126ha ⇒ 〈R5(2023)〉58,128ha (※変化なし) ●骨格的な緑地には絶滅危惧種を含めた様々な生物が生育・生息 <ul style="list-style-type: none"> ○ファミリーパークでライチョウや生物多様性の保全を目的とした共同研究が進む ●本市に住み続けたい理由の上位に「緑の豊かさ」 <ul style="list-style-type: none"> ○市民意識調査で都市の魅力(本市に住み続けたい理由)として「緑」の割合・順位は高い ：〈H30(2018)〉29.3%・第2位 ⇒ 〈R7(2025)〉30.9%・第2位 (※割合・順位とも変化なし) 	
課題2	里山・田園環境の保全・活用
<p>◎農林業従事者の高齢化や後継者不足等を踏まえ、農林業振興の取組と連携しながら、広く市民等による活用も視野に入れ、里山・田園環境を保全する必要があります。</p>	
[中間見直しにあたっての現況動向のポイント]	
<ul style="list-style-type: none"> ●農業生産基盤であり良好な里山・田園景観を形成する農地の広がり <ul style="list-style-type: none"> ○経営耕地面積の推移：〈H27(2015)〉10,902ha ⇒ 〈R2(2020)〉10,477ha ●農家人口の減少、高齢化は急速に進展 <ul style="list-style-type: none"> ○農家数の推移：〈H27(2015)〉4,939経営体 ⇒ 〈R2(2020)〉3,565経営体 ○農家人口(うち60歳以上)の推移 ：〈H27(2015)〉18,671人(8,814人) ⇒ 〈R2(2020)〉12,308人(6,343人) ●棚田保全活動など、良好な里山・田園環境の保全に係る活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> ○呉羽丘陵での保全活動や環境教育の場として利活用が進む (富山市ファミリーパーク、NPO法人きんたろう倶楽部等) ○三乗地域での棚田保全活動が進む(農作業体験やホテル観賞会等) 	

課題3 公園・緑地の再整備等による質の向上

- ◎1人当たり都市公園面積等より、量的な公園・緑地の整備は一定程度充足していると考えられ、今後は地域ニーズに合った再整備や市民参加・民間ノウハウの活用等により、公園・緑地のサービスや魅力等といった質の向上が必要です。
- ◎整備年数の経過した公園が多く、限られた財政状況や人口動向等を勘案しながら、公園・緑地の再整備や長期整備未着手公園の見直し等の検討が必要です。

[中間見直しにあたっての現況動向のポイント]

- 一人あたりの公園面積は全国平均を大きく上回る水準を維持
 - 1人当たり都市公園面積
：〈H27(2015)〉14.2㎡/人(全国平均10.3㎡/人)⇒〈R5(2023)〉14.9㎡/人(〃10.8㎡/人)
- 設置30年以上の老朽化公園が過半数を占める
 - 都市公園の整備経過年数別分布(公園数) 設置30年以上の公園数の割合
：〈H27(2015)〉40.3%⇒〈R5(2023)〉52.2%
- 都市公園の整備は順調に進展
 - 整備済都市公園の数・面積
：〈H27(2015)〉1,055公園・595.65ha⇒〈R5(2023)〉1,147公園・603.24ha
- 比較的規模の大きな都市公園の一部に長期整備未着手の公園が残る
 - 長期整備未着手都市計画公園の数・面積
：〈H25(2013)〉12公園・374.00ha⇒〈R5(2023)〉8公園・311.43ha
- 公園維持管理費用は老朽化の進展にともない増加傾向
 - 公園維持管理費：〈H26(2014)〉644百万円⇒〈R6(2024)〉908百万円
- 公園の質を高める公園再整備が進展
 - 再整備公園(H29(2017)～R6(2024))：宝町公園、花園町三丁目公園、下新北町公園など8公園
 - 大半の公園は避難場所としても機能(大規模公園は広域避難、小規模公園は一時避難)

課題4 既存公園のネットワーク化

- ◎ネットワークの資源となる緑道や街路樹のある道路、河川等を活用しながら、大小の既存公園・緑地をネットワーク化し、つなげることで、市街地における緑の環境・機能を高める必要があります。

[中間見直しにあたっての現況動向のポイント]

- 市街化区域内の良好な水辺・緑地環境を有する河川
 - 神通川、常願寺川、いたち川、松川等
- 市街化区域内の豊かな街路樹が見られる街路
 - けやき通り、城址通り、ブルーバール等
 - 街路樹の本数(旧富山地域)：〈R5(2023)〉約6,500本
- 都市空間を花で彩り、まちの魅力を高める取組の進展
 - ハンギングバスケット設置数：〈H27(2015)〉306箇所462基⇒〈R6(2024)〉258箇所413基
- 豊かな緑の環境を活かした緑道整備の進展
 - 呉羽丘陵フットパス(全長6.8km)等

課題5 市民主体の緑化活動の促進

◎市内では市民協働による様々な緑化活動が進んでいることから、今後とも地域におけるまちづくりと連携しながら、市民等が主体となった緑化活動を促進することが必要です。

[中間見直しにあたっての現況動向のポイント]

●市民主体の緑のまちづくり活動の広がり・継承

- 愛護会の活動数：〈H27(2015)〉944 団体 ⇒ 〈R6(2024)〉1,048 団体
- サポート隊団体数：〈H27(2015)〉6 団体 ⇒ 〈R6(2024)〉7 団体
- 緑を育てる推進員数：〈H27(2015)〉342 人 ⇒ 〈R6(2024)〉345 人

●良好な緑環境の保全・活用に係る地域での活動の進展・継承

- 保存樹林面積：〈H27(2015)〉16,151 m² ⇒ 〈R6(2024)〉20,289 m²
- 花いっぱいコンクールの応募数：〈H27(2015)〉100 件 ⇒ 〈R6(2024)〉91 件

課題6 緑のまちづくりへの理解・意識醸成と人材育成

◎市民や地域コミュニティが主体となった緑化活動を促進するため、緑への理解・意識を高め、次の世代へ緑のまちづくりを継承し先導する人材を育成する必要があります。

[中間見直しにあたっての現況動向のポイント]

●緑を育てる人材の確保・育成は順調に進展

- 緑を育てる推進員（研修受講者数）
：〈H27(2015)〉342 人/年 ⇒ 〈R5(2023)〉346 人/年

●緑のまちづくりに関する様々な機会を捉えた意識啓発活動の進展

- 緑に関わる出前講座や小中学校での教育活動と合わせた講座の実施

課題7 コンパクトなまちづくりへの寄与

◎本市が推進するコンパクトなまちづくりの取組を活かし、緑の創出・育成や周知の取組と連携することで、まちづくりの相乗効果を発揮することが必要です。

[中間見直しにあたっての現況動向のポイント]

●富山市オープンデータを活用し、緑地の分布等を含めたまちづくり情報の見える化を推進

- 市オープンデータ（公開地図情報システム等）の供用開始（H28(2016)～）
- オープンデータサイト「MESH+」（メッシュプラス）の供用開始（R4(2022)～）

第2章 目指す将来像と 実現のための施策展開

第2章 目指す将来像と実現のための施策展開

1. 基本理念

本市は、次に示す基本理念をもとに、緑を守り<保全>、質を高め<醸成>、育む<マネジメント>の観点から、緑のまちづくりを推進していきます。

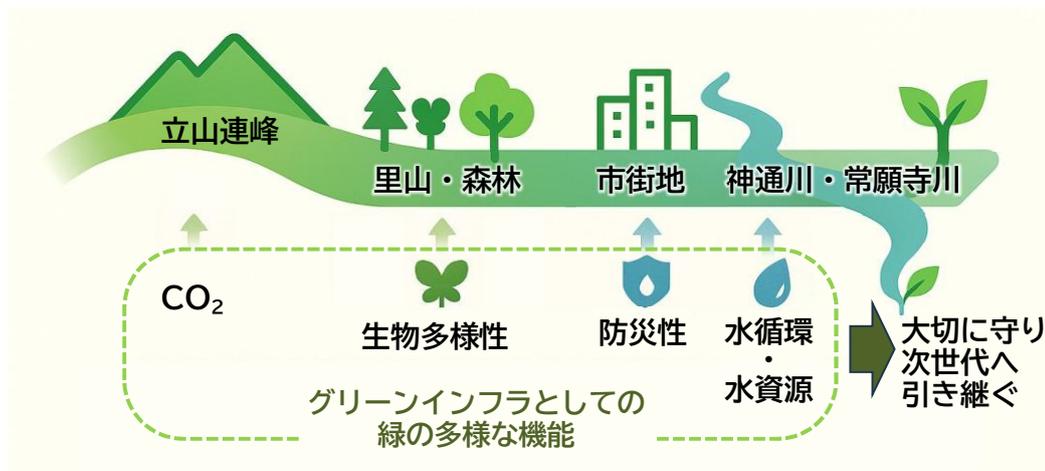
緑を守る <保全>

山から海へつながる緑を次世代へ引き継いでいく

本市は、北には海の幸に恵まれた富山湾、東には雄大な立山連峰、西にはレクリエーションの場として親しまれている呉羽丘陵、南には豊かな田園風景や里山・森林が広がり、これらをつなぐように神通川や常願寺川が流れています。

これらの山から海へつながる大きな緑の広がりとお水の流れは、富山の原風景をつくっているとともに、自然環境の保全、防災、レクリエーション、農業・林業の場のほか、二酸化炭素の吸収源や多様な生物の生息・生育の場など、多様な機能を発揮するグリーンインフラとなっており、かけがえのない大切な緑です。

これらの緑を大切に守り、次世代へと引き継いでいくことを目指します。



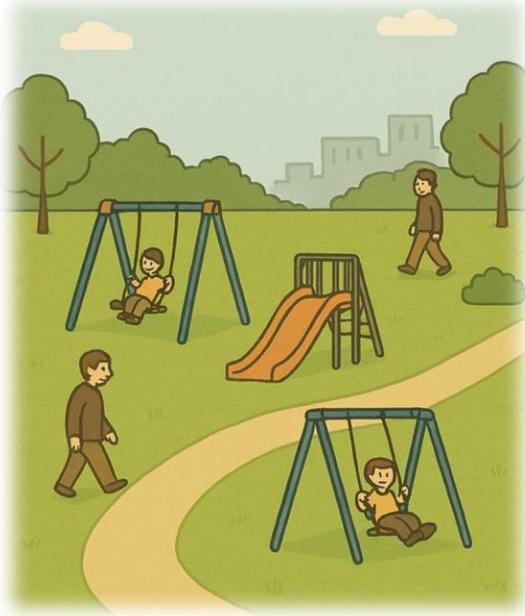
質を高める <醸成>

地域活性化の資源として都市公園・緑地を整備・更新・再生する

これまで多くの市民の協力のもとで都市公園や緑地を整備してきましたが、人口減少や少子・超高齢社会が進行し、本市の都市づくりが成長の時代から成熟の時代へと移る中で、都市公園・緑地は、「量」の確保から「質」を高めることに主眼を置き、さらにはその「質」を、地域や市全域の魅力の創造へと波及させていく時代が来ています。

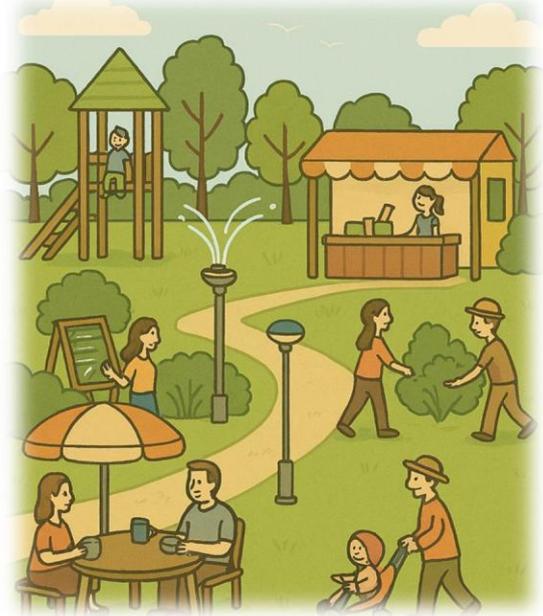
特に、本市が取り組むコンパクトなまちづくりにあたり、都市公園・緑地は多様な魅力を創造する大切な資源であり、地域活性化に資する資源として整備・更新し、再生していくことを目指します。

これまで（成長の時代）



人口増加の時代に対応した
都市公園の量的確保・画一的な整備

これから（成熟の時代）



利用者が楽しさや居心地よさを感じられる、都市公園の質的向上・魅力創出

緑を育む ＜育成＞

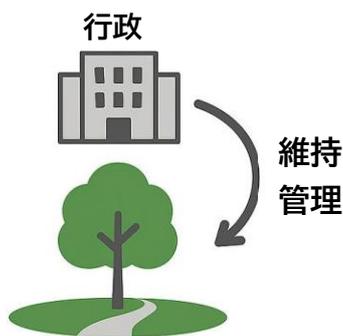
多様な主体の参加・連携のもとで緑のマネジメントを実践する

人口減少時代を迎え、森林や農地をはじめ、市街地内の都市公園・緑地においても、緑を維持管理する地域の担い手が不足しており、公有・民有を問わずに、緑を地域や本市の共通の資源として、維持管理・活用していく重要性が高まっています。

都市公園・緑地や里山等の民有の緑の維持管理にあたり、これからは行政、市民のほか、NPO法人や民間事業者等の多様な主体の参加を促すとともに、都市公園・緑地の整備・更新・再生にも広く関わってもらい、都市公園・緑地の魅力づくりに取り組むことが望まれます。

多様な主体の参加・連携のもとで、緑を良好な状態になるよう維持管理し、さらには質の向上や魅力の創造を目指して緑を育むため、総合的な視点で必要な施策を展開し、戦略的に維持管理・活用を実施するといった、「緑のマネジメントの実践」に取り組むことを目指します。

これまで（成長の時代）



これから（成熟の時代）



2. 緑の将来像

山から海へ 輝く緑とともに生きる ひと まち とやま

標高3,000m級の立山連峰の山々から水深1,000mの富山湾へとつながる、ダイナミックな水の流れを活かし、豊かな恵みを生み出す緑とともに暮らし、新たに形づくり、地域の資源として磨きをかけることで、市民、地域や本市全体の活力が生まれ、魅力が高まっていくまちづくりを目指します。



3. 緑の配置の考え方

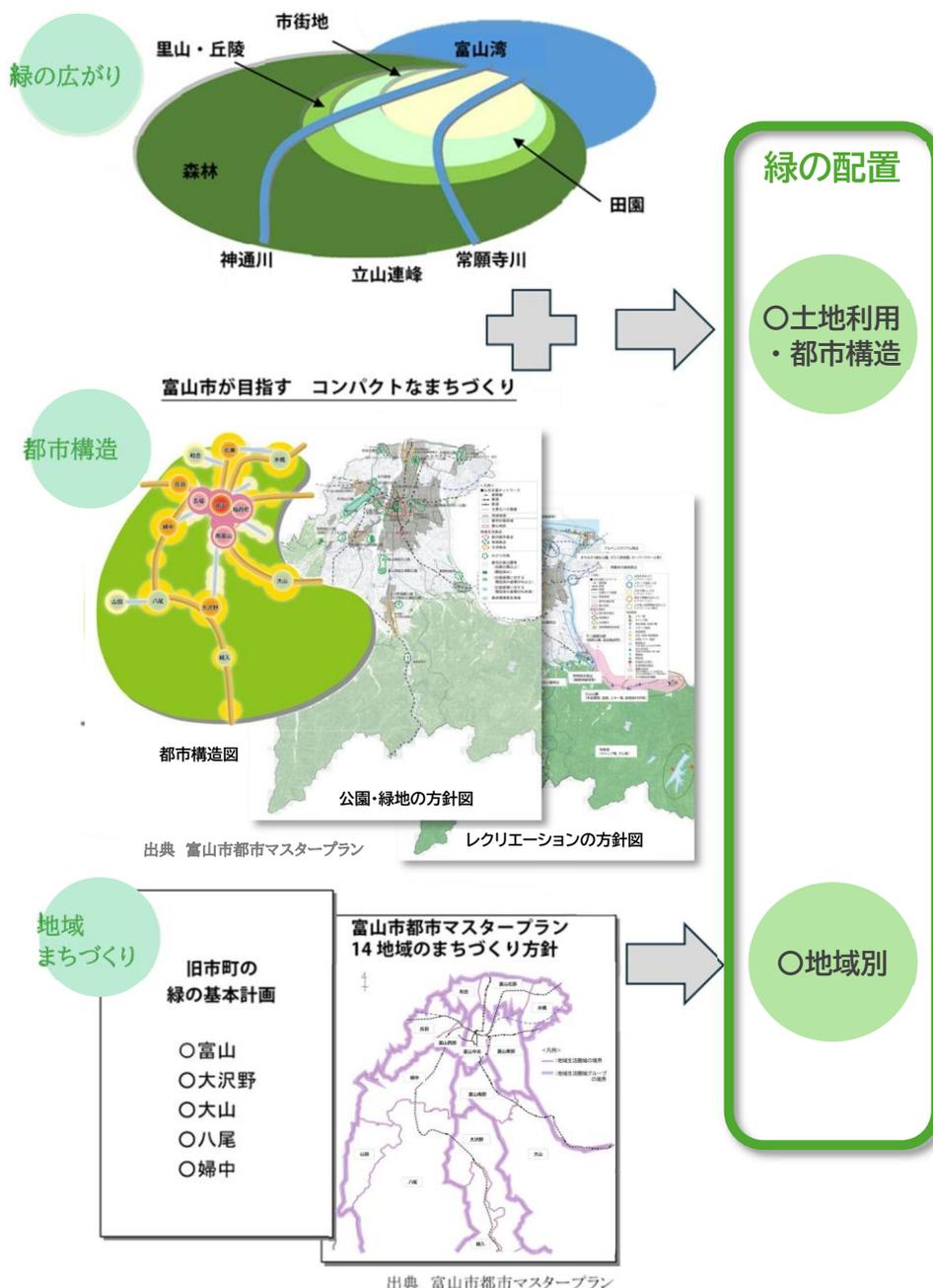
本市は、標高 3,000m 超級の山々が連なる立山連峰から水深 1,000m の富山湾にかけて、森林、里山・丘陵、田園地帯の農地が広がり、これらの緑を縦断し、つなぐように神通川・常願寺川が流れ、これらの緑が取り囲む中に市街地が形成されています。

また、本市は「コンパクトなまちづくり」を推進しており、総合計画や都市マスタープランの将来都市構造には「都心地区」、「地域生活拠点」の配置をはじめ、「みどりの拠点」の取組方針が示されています。

これらを踏まえ、山から海への緑の広がりを基本としながら、「コンパクトなまちづくり」が目指す都市構造の実現の観点から緑の配置を検討することが重要です。

あわせて、本計画は都市マスタープランにおいて市域を 14 に区分し、地域別のまちづくりの方針を示しており、地域まちづくりの観点から、緑の配置を考えることも重要です。

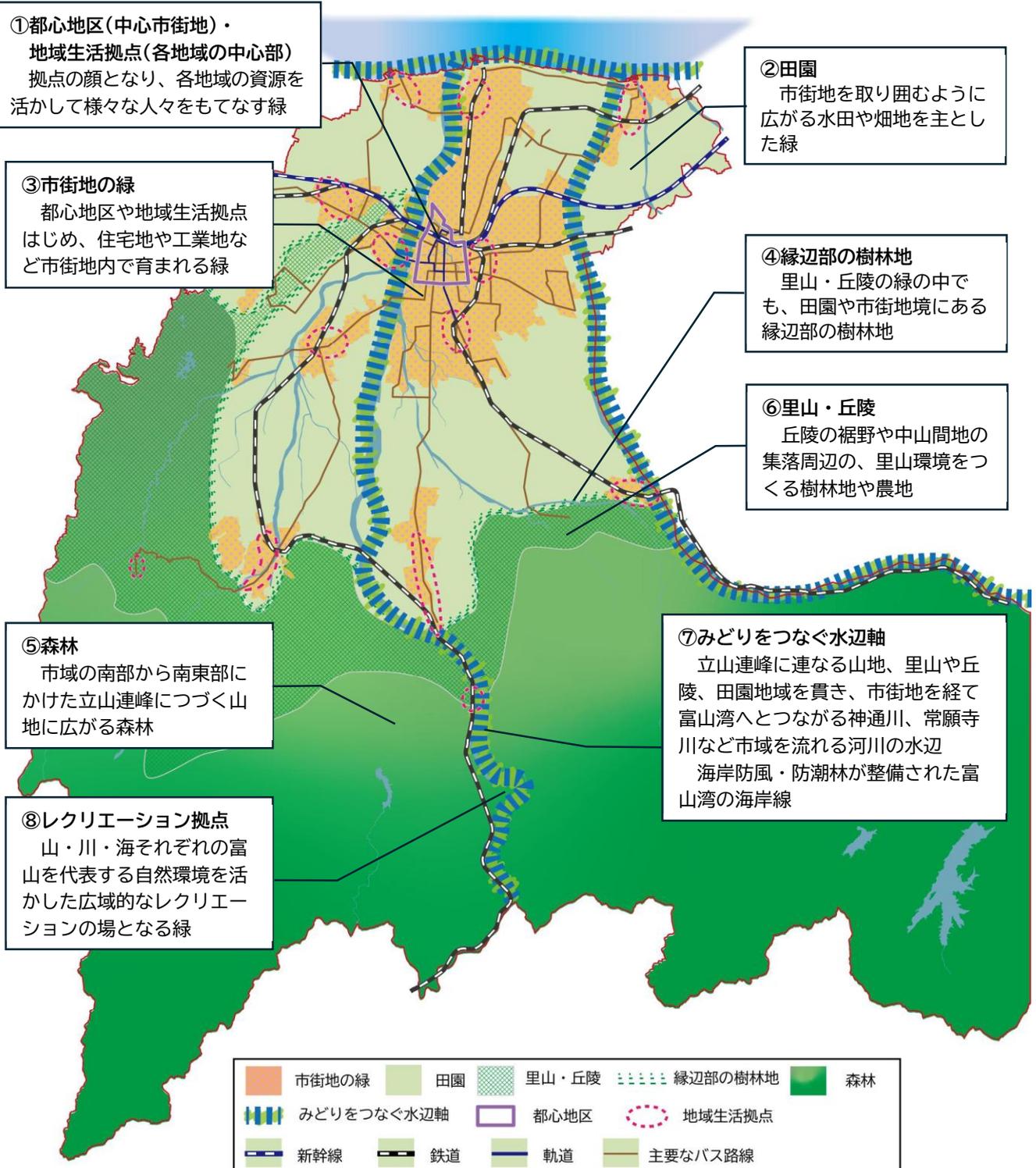
以上を踏まえ、緑の配置の考え方を、「土地利用・都市構造」ならびに「地域別」の観点から示します。



(1) 土地利用・都市構造にみる緑の配置

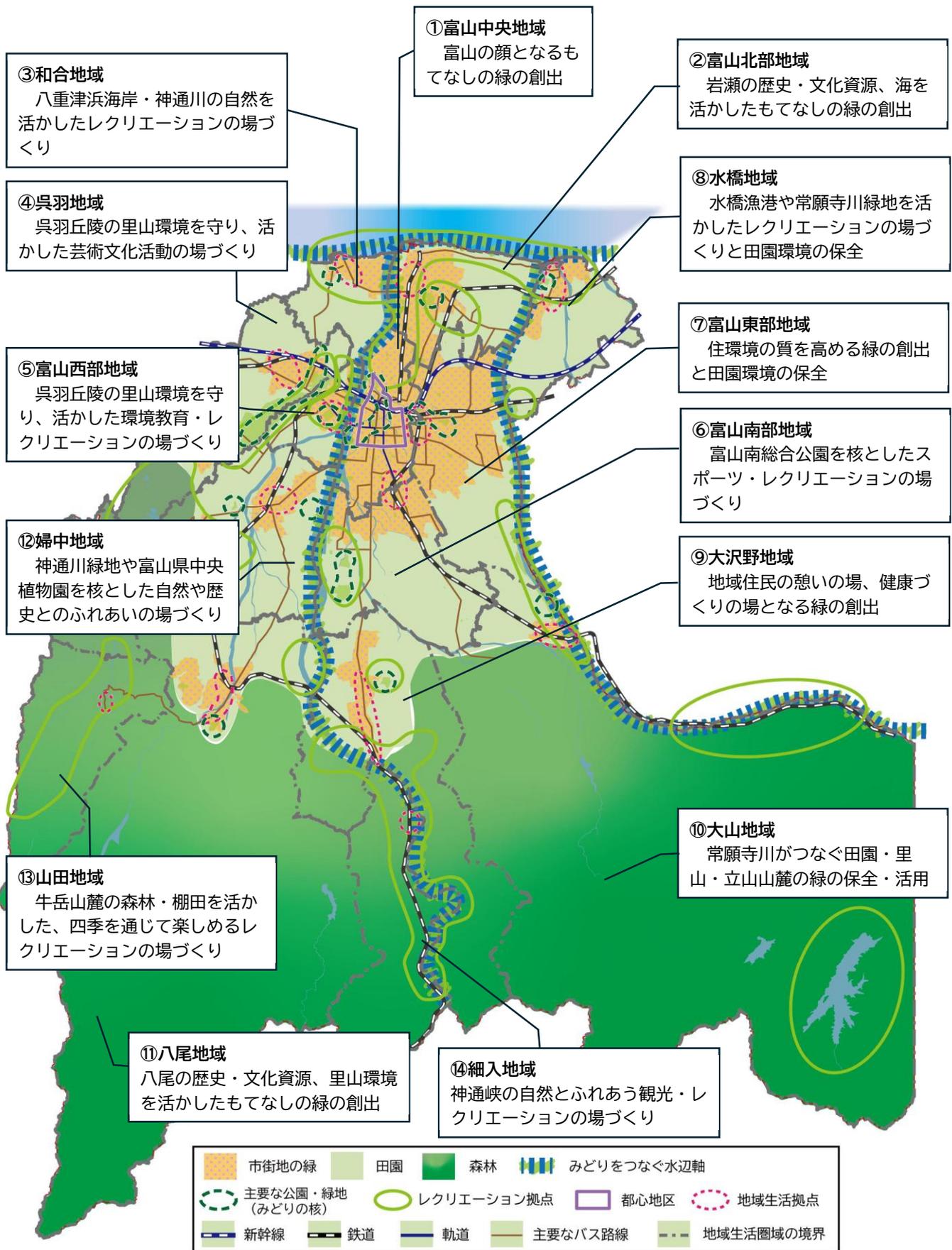
「コンパクトなまちづくり」における都市構造を念頭に、土地利用の広がりを踏まえ、緑の配置の考え方を示します。

森林、里山・丘陵、田園、市街地の緑それぞれが持つ役割を踏まえ、保全・創出し、活用していきます。富山湾へと流れる神通川、常願寺川などの水辺により、これらの緑を大きく市域の南北に、山から海へとつなげていきます。あわせて、都心地区(中心市街地)や地域生活拠点(各地域の中心部)は、本市そして地域の顔となる緑を創出する場として、また、豊かな自然環境を活かした広域的なレクリエーションの場など、地域の特性に応じた緑の配置を進めます。



(2) 地域別にみる緑の配置の考え方

総合計画及び都市マスタープランにおける14区分の地域ごとに、緑の配置の考え方を示します。



4. 基本方針と施策の考え方

緑の将来像を実現するための緑のまちづくりの基本方針と施策は次のとおりです。

緑の将来像 「山から海へ 輝く緑とともに生きる ひと まち とやま」

基本方針1：富山の原風景をつくり・伝える緑を守る <保全>

SDGs マッピング

1) 富山市の骨格をなす緑地の保全

- ①森林の整備・保全 ②河川の保全 ③海岸部の保全



2) 多様な動植物の生息環境・生態系の保全

- ①自然環境の保全 ②外来生物への対応



3) 里山・田園環境の保全・活用



4) 歴史的・文化的地域景観をつくる緑の保全

- ①歴史的・文化的空間の価値を高める緑の保全
②地域のシンボルとなっている緑の保全



基本方針2：人をもてなし、暮らしを豊かにする緑の質の向上 <醸成>

5) もてなしのみちまち緑化の推進

- ①コンパクトなまちづくりの質を高める拠点と公共交通の沿線での緑化
②住宅地の緑化 ③工業地の緑化 ④道路の緑化



6) 市民ニーズにマッチした都市公園・緑地の整備・更新・再生

- ①拠点的な公園・緑地の整備 ②身近な公園・緑地の更新・再生
③都市公園・緑地の防災機能の強化 ④公園の整備・更新・再生のあり方の検討



7) 緑づくりの牽引役となる公共公益施設の緑化の推進



8) 歩いて楽しい緑のネットワークの形成



基本方針3：輝く緑へと育む <マネジメント>

9) やる気を引き出す緑化の啓発・奨励



10) 緑のまちづくりを担う人材育成



11) 環境教育の推進

- ①緑を育てる推進委員による緑の教育の推進
②自然と触れ合いながら学べる場所や機会の提供



12) 多様な主体の参画による都市公園・緑地の利活用

- ①地域による都市公園・緑地の維持管理・利活用
②民間事業者等による都市公園・緑地の利活用



13) 緑の情報提供の推進



基本方針1 富山の原風景をつくり・伝える緑を守る〈保全〉

本市の緑の骨格をなしている森林や農地、河川といった、富山の原風景をつくり・伝える緑を保全するための施策です。

(1) 基本的な考え方

- ◇海岸、河川、森林に広がる骨格的な緑や、生物の生息・生育の場、農林業の場となる里山・丘陵や田園環境の保全を図ります。
- ◇里山・丘陵や田園環境の保全にあたっては、歴史・文化資源等とともに創り出される魅力的な景観に配慮するとともに、緑を活かした市民参加の場づくりなど、利活用を通じた保全を図ります。
- ◇特に、里山・丘陵の縁辺部にある森林・農地等は、防災、環境、レクリエーション等の多様な機能を有する重要なグリーンインフラとして保全・活用を図ります。

(2) 施策

1) 富山市の骨格をなす緑地の保全



①森林の整備・保全

- ・森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、適切な森林整備や保全を進めるとともに、市民や企業、NPO団体等の参画による森づくりを担う人材の育成・確保を図ります。
- ・間伐材等の代替エネルギーへの有効活用や地域材の活用促進など、森林資源の多面的な活用を促進します。



森林環境の保全

②河川の保全

- ・神通川や常願寺川の大河川は、市民に向けた学習機会やイベント等を充実させ、貴重な水辺のふれあい空間などレクリエーションの場として整備を図るとともに、周辺の自然環境に配慮した保全を進めます。
- ・河川や用水路等の水辺は、その周辺環境を含め、環境保全やレクリエーション、景観、防災など、自然環境の多様な機能を活用するグリーンインフラの観点から保全を進めるとともに、流域治水の概念に基づく総合的な水害対策を図ります。



河川環境の保全

③海岸部の保全

- ・良好な水と緑の風景として、富山湾の水際帯の緑の連続性を確保し、一体の緑として保全を図ります。
- ・浜黒崎海岸や八重津浜等の松林は、松くい虫による被害の防除など、貴重な松林の保全を図ります。



海岸部の緑地環境の保全

2) 多様な動植物の生息環境・生態系の保全



①自然環境の保全

- ・河川等の水辺や里山の樹林地、平野部の田園地帯等では、健全な生態系と多様な野生生物の生息環境の維持・保全を図り、民間により良好に保全されている区域等は、自然共生サイトとして認定を促進します。
- ・呉羽丘陵では、放置竹林の広葉樹林への転換等により、多様な生物の生息・生育環境づくりを図ります。
- ・ファミリーパークでは、ライチョウや生物多様性の保全を目的とした共同研究をはじめ、多様な生物の生息環境づくりや里山を楽しめるエリアの整備、ニホンライチョウ等の希少動物の飼育・繁殖等を通じて、貴重種の保護や生態系の保全を図ります。
- ・松川・いたち川など市街地内を流れる河川は、現在の状況を維持するとともに、学校、工場等の大規模な施設では、敷地内の緑地を活用したビオトープなど、生物の生息・生育環境づくりを促進します。



生物多様性を支える緑地

②外来生物への対応

- ・県や本市関係部署等と連携しながら、外来種等の持ち込みの抑制や駆除に取り組むとともに、貴重種・重要種の保護や、在来生物が生息・生育しやすい環境づくりを進めます。

3) 里山・田園環境の保全・活用



- ・農業・林業を支え、集落の営みを醸成してきた里山や田園環境は、歴史・文化など地域特性に応じて、森林ボランティア組織や地域主体による保全・活用を図ります。
- ・呉羽丘陵等に見られる放置竹林は、各種制度を活用した竹林の伐採管理等により再生を図ります。
- ・農地のほ場整備事業に当たっては、地域の状況に応じ、農業生産性の向上と生態系への配慮を両立する多自然型の整備や、ホタルの生息地づくりなど農業・農村の多面的機能の発揮に向けた地域活動の支援を図ります。
- ・人々が気軽に自然を体験できる空間の整備に努めるとともに、里山・丘陵の縁辺部を中心に、手入れが行き届いていない里山や耕作されていない農地の活用を視野に、農業・林業体験をはじめ、グリーン・ツーリズムなど、緑を介した市民交流の場としての活用を図ります。



ほ場整備された田園（大沢野地域）

4) 歴史的・文化的地域景観をつくる緑の保全



①歴史的・文化的空間の価値を高める緑の保全

- ・富山城址公園、富山護国神社、中島閘門、八尾旧町や岩瀬地区の歴史的な街並み周辺等において、歴史・文化資源の風格を高める緑の保全を図ります。



歴史的な街並みと調和する緑（岩瀬）

②地域のシンボルとなっている緑の保全

- ・里山・丘陵の縁辺部にある樹林地、散居村の屋敷林等は、地域特性に応じて地域のシンボルとして、緑の保全を図ります。
- ・松川公園や神通川さくら堤・塩の千本桜、城ヶ山公園など、地域で親しまれている桜の名所といった、地域景観の重要な要素であり、住民の心のよりどころや地域のシンボルである緑の保全を図ります。



松川公園の桜堤

(3) 目標指標と目標

基本方針に基づく施策の進捗状況を把握する目安として、主要指標及び目標を設定します。

施策	指標	H25 基準値	R6 実績	R6 目標	R16 目標
1) 富山市の骨格をなす緑地の保全	森林整備面積 ▶計画的な森林整備を継続する	169ha	147ha	200ha	150ha
2) 多様な動植物の生息環境・生態系の保全	呉羽丘陵放任竹林整備面積 ▶放任竹林の広葉樹林化を進めることで、多様な動植物の生育環境を拡大させ、生態系の保全を図る	-	2.01ha	-	2.50ha
	自然共生サイトの設置 ▶30by30達成のために国が実施している取組であり、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を環境省が認定する区域 ▶ファミリーパークを想定し、周辺地域も含めた取組や民間の良好な取組を積極的に認定	-	0サイト	-	1サイト
3) 里山・田園環境の保全・活用	県営ほ場整備事業面積(累計)	-	323ha	-	419ha
4) 歴史的・文化的・地域景観をつくる緑の保全	指定天然記念物(植物)件数 ▶樹木の高齢化により劣化が進む中、同数の維持に努める	-	31件	-	31件

基本方針2 人をもてなし、暮らしを豊かにする緑の質の向上<醸成>

都市公園をはじめとして市内に多くある緑が、人々のもてなしや暮らしの豊かきの向上等といった多様な機能を発揮できるよう、良好な状態での維持管理や有効活用を図り、質の高い緑を醸成していくための施策です。

(1) 基本的な考え方

- ◇拠点地区での人々をもてなし、地域の顔となる緑化や拠点となる都市公園・緑地の魅力向上、公共交通の沿線等での住環境の緑化等により、コンパクトなまちの質を高め、市民等が歩いて楽しい都市空間づくりを進めます。
- ◇将来的な人口動向を見据えながら、都市公園・緑地の適正配置を進めるとともに、市民ニーズにマッチした都市公園・緑地の整備・更新・再生を図ります。
- ◇都市公園・緑地の整備・更新・再生にあたっては、市民、NPO法人、民間事業者など、様々な主体の参加・連携のもと、にぎわいや交流、憩いや癒し、コミュニティづくりなど、都市公園・緑地を地域活性化の資源として活用を図ります。
- ◇河川や街路樹、市街地内の緑化推進を通じて、また、LRT等の公共交通の活用により、都市公園・緑地をつなぎ、健康づくりや散策・レクリエーションに資するネットワークづくりを進めます。

(2) 施策

5) もてなしのみちまち緑化の推進



①コンパクトなまちづくりの質を高める拠点と公共交通の沿線での緑化

- ・本市の今後のコンパクトなまちづくりでは、地域資源を活かした様々な機能・機会の創出や公共交通沿線への居住の推進等による豊かな生活の実現を目指しており、緑の基本計画では、拠点と公共交通の沿線での緑化、まちなかや公共交通沿線への居住推進につながる緑化など、みどりを通じてコンパクトなまちづくりの空間の質の向上を図ります。
- ・都心地区(中心市街地)及び地域生活拠点(各地域の中心部)は、居住者をはじめ、様々な人々が訪れる、本市や地域の顔となる地区として、緑化を積極的に進めるとともに、良好な状態を保てるよう維持管理を図ります。

[都心地区(中心市街地)の緑化]

- ・都心地区(中心市街地)においては、まちなかの顔となる富山駅前広場周辺や城址大通り、ブルバール等を軸に、総曲輪や大手モールの通りなど、個性的な境界が結ばれた緑豊かなプロムナードとしての形成を図りつつ、四季の花々を使用したハンギングバスケットの設置による賑わいの創出を図ります。
- ・富岩運河環水公園や城址公園は、まちなかの拠点的な公園として、市民の交流をはじめ、もてなしの場としてさらなる活用を図るとともに、松川公園やいたち川公園等の親水性の高い水辺による既存のネットワークの活用を図ります。



都心地区の緑化(ブルバール広場)

- ・人中心のウォーカブルなまちづくりを推進していく観点から、既存の街路樹や公園・緑地の活用・充実とエリア内の緑化を促進し、潤いを感じられ歩きたくなる都心地区(中心市街地)の形成を進めていきます。
- ・市街地再開発事業など大規模な都市開発を契機に、民間施設での積極的な緑化を促進します。

[地域生活拠点(各地域の中心部)の緑化]

- ・行政サービスセンターや地区センター等の公共公益施設周辺を中心に、市街地の緑化を進めます。
- ・緑化活動の場となる広場を確保し、緑による魅力の高い街並みを演出するなど、地域の顔となる緑の空間づくりを図ります。



地域生活拠点の緑化(大山行政サービスセンター)

[公共交通の沿線での緑化]

- ・多くの人が行きかう鉄道や路面電車が走る道路の沿線、基幹バスネットワーク沿いでは、沿線の緑化を促進します。



公共交通の沿線での緑化(岩瀬浜駅)

②住宅地の緑化

- ・一般の住宅地においては、花いっぱいコンクールやコミュニティガーデン等の様々な奨励・普及活動のもとで緑化を促進し、市街地環境の向上を図ります。



住宅地の緑化(宮成新・中野新町内会)

③工業地の緑化

- ・本市産業を支える工業地においては、一定規模以上の工場について、工場立地法に基づく緑化を図るとともに、生物多様性への配慮など、より自然度の高い緑地の確保・育成を促進します。



工業地の緑化(那智町緑地)

④道路の緑化

- ・市民の暮らしを豊かに彩る身近なみどりとして、緑地や公園を相互に結ぶ道路や遊歩道等では、街路樹や植栽による緑の維持に努めるとともに、街路樹の持つ潤いのある景観形成や緑陰による快適性の向上等の多様な効果の周知を図り、適切かつ良好な維持管理を図ります。



イチヨウ並木(城址大通り)

6) 市民ニーズにマッチした都市公園・緑地の整備・更新・再生



① 拠点的な公園・緑地の整備

- ・地域資源を活用しながら、広域的な観光交流の場となり、また地域生活圏におけるみどりの核として、総合公園など、本市や地域の「顔」となる拠点的な公園・緑地の整備及び機能の充実、維持管理を図ります。
- ・城址公園は、都心地区(中心市街地)の貴重なオープンスペースであり、市民の憩いの場やイベント開催場所としての機能に加え、歴史的資源を活かした集客力のある施設として整備を進めます。
- ・呉羽丘陵の呉羽山公園・城山公園は、都市緑化植物園やファミリーパークを核としながら、里山体験等の環境学習やレクリエーションに加え、大学との連携による健康づくりなど、人と自然とのふれあいの場として機能の充実を図ります。
- ・情勢の変化を踏まえ、都市計画決定後、長期未供用である公園・緑地について、見直しに努めます。



歴史的資源としての活用
(富山城址公園)

② 身近な公園・緑地の更新・再生

- ・地区公園や近隣公園など、身近な生活圏にある拠点的な公園については、誘致距離や将来的な人口分布等を考慮しながら、適切な配置を図ります。
- ・街区公園は配置や規模、地域住民の意向等を踏まえ、必要に応じて公園の統合・再配置等の再編を図ります。
- ・老朽化した街区公園については、ユニバーサルデザインの取り入れや年齢・障がいの有無等に関係なく誰もが利用できるインクルーシブな空間の創出、居住者ニーズを踏まえた機能の充実など、地域ニーズに応じた再整備を進めます



住民ニーズに合わせた遊具の更新
(城川原公園)

③ 都市公園・緑地の防災・防犯機能の強化

- ・都市公園・緑地は、地域の防災活動の拠点等を担う重要な防災空間として、「富山市地域防災計画」を踏まえて整備・更新を図り、園内の緑化や立地・規模・役割に応じ、災害応急対策に必要な施設・設備の確保に努めます。
- ・災害時に避難場所となる公園・広場、緑地、公共公益施設やその周囲、これらに連絡する道路の緑化を進め、日常利用を促進することで、避難場所・避難路としての認識や防災機能の強化を図ります。
- ・遊具等の公園施設や樹木の配置において見通しの確保に努め、公園・緑地の防犯機能の向上を図ります。

④公園の整備・更新・再生のあり方の検討

- ・本市の目指す将来の都市像に向けて、都市づくりに係わる様々な情報を基に、公園単体だけでなく、本市の都市施策と連携した公園の配置等の評価により、今後の都市公園・緑地の整備や更新、地域の新たな魅力を創出する公園への再生の検討を進めます。
- ・人口動向・公園の配置状況等のデータベースの充実とともに、これらを多角的に分析・評価することで、既存公園の再整備の優先度や統合・再配置、長期整備未着手となっている都市公園の見直しに向けた検討を図ります。
- ・少子・超高齢社会の進行を見据え、子育て支援や高齢者福祉等につながる都市公園・緑地の整備・更新・再生に向けた検討を図ります。
- ・公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の効率的かつ効果的な維持管理とともに、計画的な更新や統廃合の推進を図ります。



7) 緑づくりの牽引役となる公共公益施設の緑化の推進

- ・行政サービス施設や学校等の公共公益施設は、四季を感じられる草花をはじめ、本市の木や本市の草花を取り入れ、地域をリードする緑化活動を促進します。
- ・学校施設は、子どもたちの環境教育の実践的な場として、緑化活動を促進します。



緑のカーテン事業



8) 歩いて楽しい緑のネットワークの形成

- ・市街地内を流れる河川・用水の水辺や、街路樹のある幹線道路を活用して、都市公園・緑地や公共公益施設等をつなぎ、健康づくりや散策・レクリエーションに資する、歩いて楽しい緑のネットワークづくりを進めます。
- ・ネットワーク沿いの敷地や建物の緑化活動、ハンギングバスケットの設置により、四季を感じる魅力的な街並み形成を進めます。
- ・呉羽丘陵フットパスを適切に維持・管理することで、呉羽丘陵フットパス月いちウォーク等の自然環境や緑への親しみを醸成させる活動の継続実施を図ります。



呉羽丘陵フットパス月いちウォーク



呉羽丘陵フットパス連絡橋

(3) 目標指標と目標

基本方針に基づく施策の進捗状況を把握する目安として、主要指標及び目標を設定します。

施策	指標	H25 基準値	R6 実績	R6 目標	R16 目標
5) もてなしのみちまち緑化の推進	ハンギングバスケット設置箇所数	—	258 箇所	—	258 箇所
	市道街路樹本数 ▶ 枯損木処理などにより伐採は発生するが、適切な維持に努める	—	約 10,000 本	—	今後策定する維持管理計画に基づき設定
6) 市民ニーズにマッチした都市公園・緑地の整備・更新・再生	新規公園整備面積（累計）	—		—	5ha
	施設の更新公園箇所数（累計） ▶ 20 箇所/年×10 年	—		—	200 箇所
7) 緑づくりの牽引役となる公共公益施設の緑化の推進	地域緑化推進地区 ※1	25 地区	39 地区	50 地区	全地区
8) 歩いて楽しい緑のネットワークの形成	呉羽丘陵月いちウォークの継続実施 ▶ 呉羽丘陵フットパスの適切な維持により継続実施に繋げる。	—	実施	—	継続
	ハンギングバスケット設置箇所数【再掲】	—	258 箇所	—	258 箇所
	市道街路樹本数【再掲】	—	約 10,000 本	—	今後策定する維持管理計画に基づき設定

※1：緑の募金を活用し、身近な緑を増やし、保全する活動を行っている自治振興会等の数。

基本方針3 輝く緑へと育む<マネジメント>

少子・超高齢社会の進行や厳しい財政状況への対応とともに、都市公園・緑地のサービスや魅力向上につながるよう、多様な主体の参画による緑の維持管理・利活用等に持続的に取り組むための施策です。

(1) 基本的な考え方

- ◇市民主体の緑化活動の推進を通じて、緑の質の維持・向上を図ります。
- ◇「緑を育てる推進員」を育成・派遣し、地域の緑化活動を促進するとともに、地域の子どもたちに向けた環境教育を進めます。
- ◇地域コミュニティの絆を強める機会・場として、地域による都市公園・緑地の維持管理・活用を進めます。
- ◇民間事業者のノウハウや資金の活用など、多様な主体の参画により、都市公園・緑地の新たな魅力・サービスの向上に寄与できる維持管理・利活用を図ります。
- ◇緑のまちづくりの共通認識や理解を高めることができるよう、緑に係わる情報のデータベースの充実と市民への見える化を進め、まちづくりへの活用を図ります。

(2) 施策

9) やる気を引き出す緑化の啓発・奨励

- ・表彰による緑化活動への意欲を高めるとともに、緑化活動の好例を広く周知できるよう、花いっぱいコンクールなど、表彰制度の充実や緑のお披露目の機会の提供等を図ります。



三郷フラワー愛好会&三成小学校三年生
(花いっぱいコンクール 一般部門)

10) 緑のまちづくりを担う人材育成

- ・イベント・講習会等の様々な機会を通じて、地域の様々な緑づくりの場で緑化活動を技術的にサポートする「緑を育てる推進員」として、緑化に係わる専門知識を持った市民の発掘・育成を図ります。
- ・緑化に関する出前講座など、市民が地域の緑化活動に参加する上で、必要となる緑の維持管理に係わる理解や知識を高めるための機会・場づくりの充実を図ります。



緑化に関する講習会

11) 環境教育の推進

① 緑を育てる推進員による緑の教育の推進

- ・ 地域の子どもたちが、緑を育てる推進員から花木の育て方を実践的に学べる環境づくりや、環境教育の一環として、緑の役割や緑化の効果について自ら学び、考える機会の充実を図ります。



子どもに向けた環境教育の取組

② 自然と触れ合いながら学べる場所や機会の提供

- ・ 呉羽丘陵のファミリーパークの充実をはじめ、里山や河川・用水を活用した生物の生息・生育環境づくり等を通じて、子どもの中から身近な自然に触れ、多様な生物が共存することの大切さを、体験を通して学ぶことができる機会・場づくりの充実を図ります。



自然に触れながら学ぶ環境教育
(種まきイベント)

12) 多様な主体の参画による都市公園・緑地の利活用

① 地域による都市公園・緑地の維持管理・利活用

- ・ 様々な市民が多様なニーズに応じて、身近な都市公園・緑地を利活用できるような機会の創出に努めます。
- ・ 地域ニーズに合った多様な都市公園・緑地の利活用を視野に、愛護会のほか、市民団体など多様な主体の参画のもとで、地域ぐるみによる都市公園・緑地の維持管理を促進します。



市民によるコミュニティガーデン
での植栽活動

② 民間事業者等による都市公園・緑地の利活用

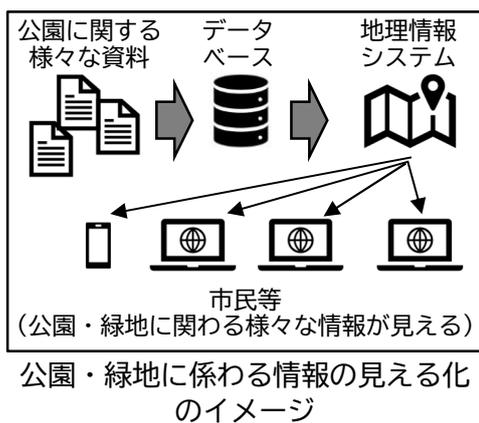
- ・ サウンディング型調査等を活用して、緑の維持管理に取り組むNPO法人や民間事業者等と、都市公園・緑地を結びつけ、多様な主体の参画による都市公園の利活用を図ります。
- ・ 指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）等の活用により、民間事業者のノウハウやアイデア、資金等を活用して、都市公園・緑地の新たな魅力・サービスの向上に寄与できる維持管理・利活用を図ります。



民間事業者による公園等での緑化活動
(富山城址公園)

13) 緑の情報提供の推進

- ・ 緑化活動への意識醸成に向けて、広報ほか様々な情報通信サービスを活用し、緑の役割や機能、緑のまちづくりに係わる支援等の情報提供を行うとともに、県や本市関係部署等と連携しながら、緑化活動に係わる様々な相談への対応の充実を図ります。
- ・ 公園施設の位置や規模、特徴など、公園・緑地に係わる情報の見える化の基礎となる、データベースの構築・蓄積とともに、地理情報システム等を活用し、公園施設の整備状況や分布、コミュニティガーデンの実施箇所や活動内容の周知など、市民に向けた公園・緑地に係わる様々な情報の見える化を図ります。



地理情報システムによる公園に係る情報の見える化

(3) 目標指標と目標

基本方針に基づく施策の進捗状況を把握する目安として、主要指標及び目標を設定します。

施策	指標	H27 基準値	R6 実績	R6 目標	R16 目標
9) やる気を引き出す緑化の啓発・奨励	花いっぱいコンクール新規応募件数（累計） ▶ 2件/年	—	1 件	—	20 件
10) 環境教育の推進	緑を育てる推進員による子どもたちへの植栽教育実施地区	—	10 地区 ※1	—	79 地区 (全地区)
	呉羽丘陵月いちウォークの継続実施【再掲】	—	実施	—	継続
11) 緑のまちづくりを担う人材育成	市民参加のハンギングバスケット講習会参加者数（延べ人数）	—	68 名	—	700 人
12) 多様な主体の参画による都市公園・緑地の利活用	愛護会管理公園割合 <愛護会管理公園/街区公園> ※2	96%	98% <1046/1071>	97%	100%
	地域コミュニティガーデン事業の新規登録数（累計） ▶ 1件/年	—	0 件	—	10 件
13) 緑の情報提供の推進	富山市ホームページ等により緑に関わる情報を発信します。 (富山市ヒマワリプロジェクト、コミュニティガーデン事業等)				

※1：新庄北、三郷、上条（三成）、熊野、老田、大久保、大沢野、船峯、杉原、細入

※2：市が支援しながら、市民や企業などのボランティアにより、清掃や除草等の美化や維持管理活動を行う公園のこと

第3章 計画の推進

第3章 計画の推進

1. 緑のまちづくりにおける各主体の役割

本計画をもとに、市民、NPO法人や民間事業者等、教育・研究機関や専門家等、行政がそれぞれの役割について理解を深め、連携しあいながら、緑のまちづくりを推進していくことを目指します。

【市民】

市民一人ひとりが日々の暮らしの中で、自らが地域の魅力を高めていくことを意識し、地域の身近な緑のまちづくりに参加し、実践していくことが重要です。

公園愛護会等の都市公園・緑地の維持管理活動への参加をはじめ、地域住民が協力し合いながら、まちの緑化活動に取り組むなど、緑を活かして地域を良くしていこうという取組が求められます。

【NPO法人や民間事業者等】

関連するNPO法人や民間事業者等は、緑のまちづくりの重要な担い手であることを認識し、地域貢献として緑化活動等に積極的に参加していくことが求められます。

また、都市公園・緑地の整備・更新・再生にあたって民間事業者等は、民間としての創意工夫や資金力を活かして、地域の新たな魅力や価値を高める役割の発揮が求められます。

【教育・研究機関や専門家等】

幅広く大学等の教育・研究機関や専門家等は、緑の保全・整備・管理において、緑に関する知見・技術の継承・普及に努めていくとともに、本市の緑のまちづくりの推進に関して、専門的な見地からの協力・支援の役割の発揮が求められます。

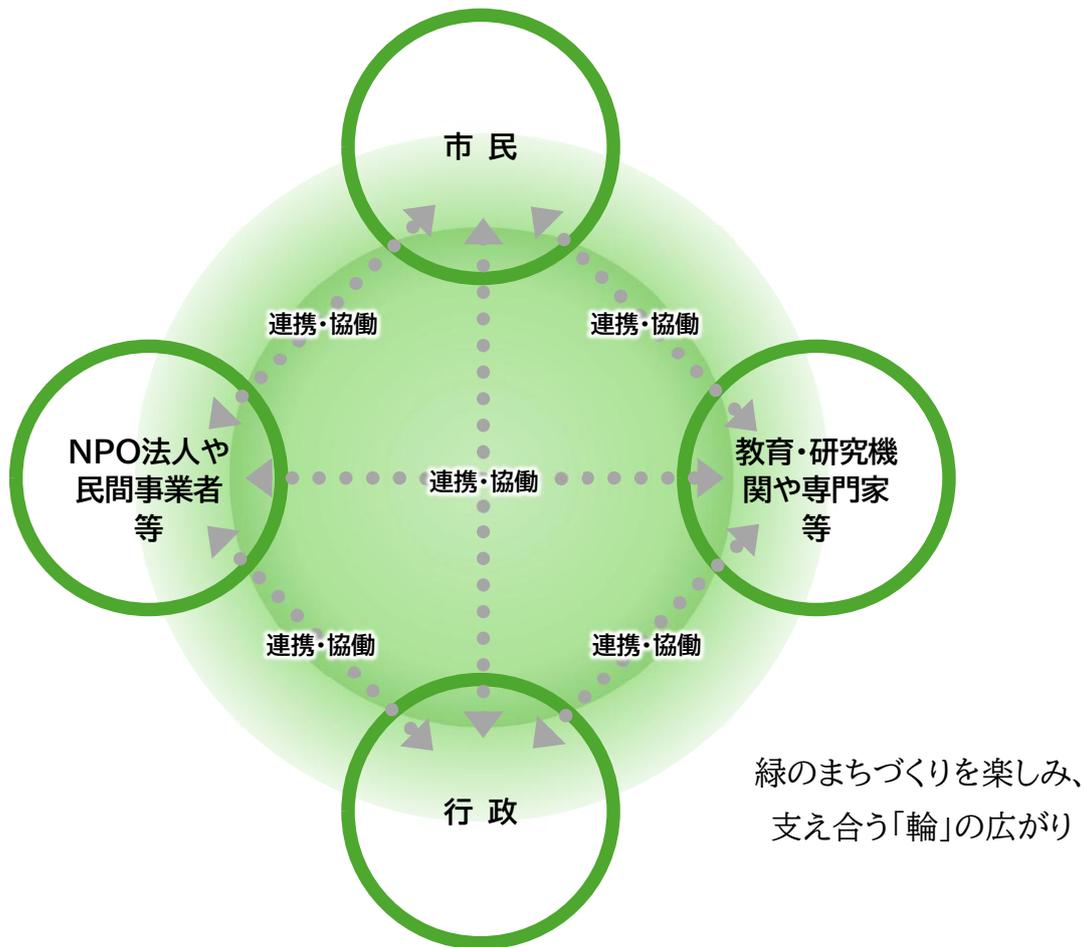
[専門家例] 造園技術者、樹木医、ランドスケープデザイナー、ガーデンプランナー、森林インストラクター、環境指導者、植物学・生物学の研究者 等

【行政】

行政は、市民、NPO法人や民間事業者等の緑のまちづくりへの理解・意識を高める機会や場づくりを図ります。

都市公園・緑地の整備・更新・再生においては、計画的・総合的な事業の推進を図るとともに、市民をはじめ、NPO法人や民間事業者等、教育・研究機関や専門家等の多様な主体の参加と連携を積極的に呼びかけ、市民協働の一層の推進を図ります。

緑のまちづくりの総合的かつ効果的な推進に向けて庁内体制を整えるとともに、国、富山県及び隣接市町村との連携を図るよう努めます。



2. 計画の推進体制

(1) 庁内体制の強化

本計画の円滑かつ効果的な推進に向けて、緑のまちづくりに関連する政策分野を含めた総合的な施策展開が可能となるよう、関係部署との連携を強化します。

(2) 富山市緑化審議会の運営

市民、学識経験者などによって構成する「富山市緑化審議会」が、本計画の推進に係わる重要な課題や施策展開などにあたって助言・提言を行い、計画の実効性を高めます。

(3) 隣接市町村や関係機関との連携

森林や海浜の保全、里山・丘陵の保全・活用など、緑の広域的な連続性や重要性を考慮する必要がある施策については、富山県や隣接市町村との連携のもとで、計画の推進を図ります。

都市公園・緑地の整備・更新・再生にあたっては、国や富山県との調整・協議のもとで、新たな魅力や価値の創出に向けて、多様な事業手法の選定や柔軟な法制度の運用等について検討を進めます。

3. 計画の進行管理（後期10年間）

本計画の進行管理にあたっては、計画（PLAN）・実行（DO）・評価（CHECK）・改善（ACTION）のPDCAサイクルに基づき、進行管理の実効性を高めます。

（1）計画の積極的な推進・運用

「第2章 目指す将来像と実現のための施策展開」に示した基本方針をもとに、施策の進捗等に応じた取組を継続的に改善しながら、緑の施策の展開を図ります。

関連政策分野の計画策定や施策展開においては、本計画との整合・調整を図るものとします。

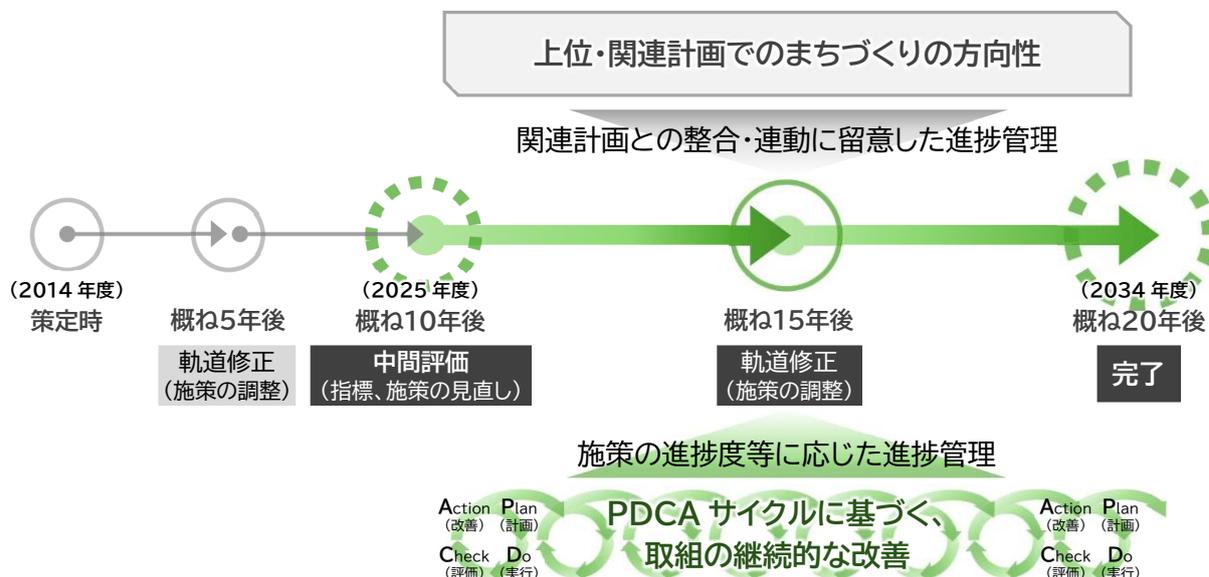
（2）計画の点検作業

計画の進捗状況について、各緑の基本方針の目標指標に基づく、達成状況等の定量的な確認を行うとともに、緑の質向上に関わる取組に対しては、定性的な評価・分析も行いながら、施策の強化・改善など、必要な取組の軌道修正を柔軟に図ります。

（3）計画の見直し

計画後半においても、前半と同様に、おおむね5年ごとを目安に点検作業を実施し、必要な計画の修正を行います。

このほか、社会経済情勢の変化や市民意識、都市づくりの潮流をはじめ、国や富山県の動向、本市の基本構想や長期計画、関連計画の策定・改定の状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。



4. 緑のまちづくりを支える仕組みの強化

(1) 各種制度の活用

緑のまちづくりの取組を展開していく上では、都市緑地法や都市公園法、都市再生特別措置法等のほか、エリアマネジメントや地区計画、アダプト（里山）制度、市民緑地認定制度、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）等の市民等との協働を促進する制度・仕組みの活用を検討します。

(2) データの収集・分析・活用

より適切かつ柔軟な取組の改善・強化のため、緑に関する最新の状況把握（エビデンス）を図ります。GIS（地理情報システム）等を活用して本市の緑に関する詳細なデータを収集・分析するほか、市民の緑に関する意識を継続的に把握し、調査・分析を図ります。

(3) 財源の確保・活用

人口減少・少子化・超高齢社会の進展に伴い財政状況が厳しさを増していく中、財源の確保は大きな課題となります。事業推進にあたっては、限られた予算の有効活用を図るとともに、国の補助金や都市緑化機構による助成制度の活用のほか、PFI等の民間資金の活用する仕組みの導入を検討します。

資料

資料

1. 各種データ集

◎本市における施設緑地と地域性緑地

表 施設緑地と地域制緑地の箇所数、面積（都市計画区域内）

			都市計画区域		
			整備量		m ² /人
			カ所	面積(ha)	
施設緑地	地区基幹公園	街区公園	1,071	90.45	2.22
		近隣公園	25	45.60	1.12
		地区公園	8	39.31	0.97
	都市基幹公園	総合公園	9	257.66	6.33
		運動公園	5	108.26	2.66
	基幹公園計		1,118	541.28	13.30
	特殊公園	風致公園	4	14.21	0.35
	緩衝緑地		2	19.10	0.47
	都市緑地		20	26.98	0.66
	緑道		3	1.67	0.04
	都市公園計		1,147	603.24	14.82
	公共施設緑地		308	175.58	4.31
	都市公園等合計		1,455	778.82	19.14
	民間施設緑地		135	71.96	1.77
施設緑地計		1,590	850.78	20.91	
地域制緑地	風致地区		4	294.00	7.22
	地域森林計画対象民有林		-	4,887.40	120.10
	農用地区域		-	15,580.00	382.86
	保安林		-	1,275.72	31.35
	その他の法によるもの		-	2,847.00	69.96
	法によるもの計		4	29,771.52	731.60
	条例等によるもの		413	25.52	0.63
	小計		417	29,797.04	732.23
	地域制緑地間の重複			1,124.73	27.64
	地域制緑地計		417	28,672.31	704.59
施設・地域制間の重複			180.71	4.44	
緑地総計		2,007	29,342.38	721.05	
人口(人)		406,938			
面積(ha)		36,036.0			
緑地の区域面積に対する割合(%)		81.43%			
住民一人当たりの面積(m ² /人)	都市公園	14.82			
	都市公園等	19.14			

◎都市公園の維持管理

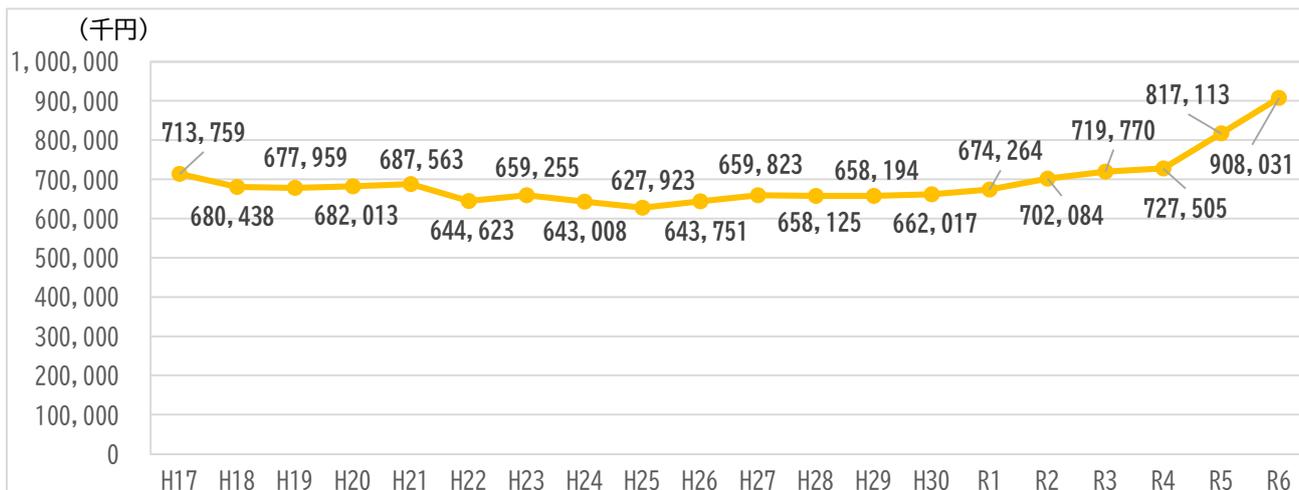


図 都市公園の維持管理費の推移

◎公園愛護団体の登録数

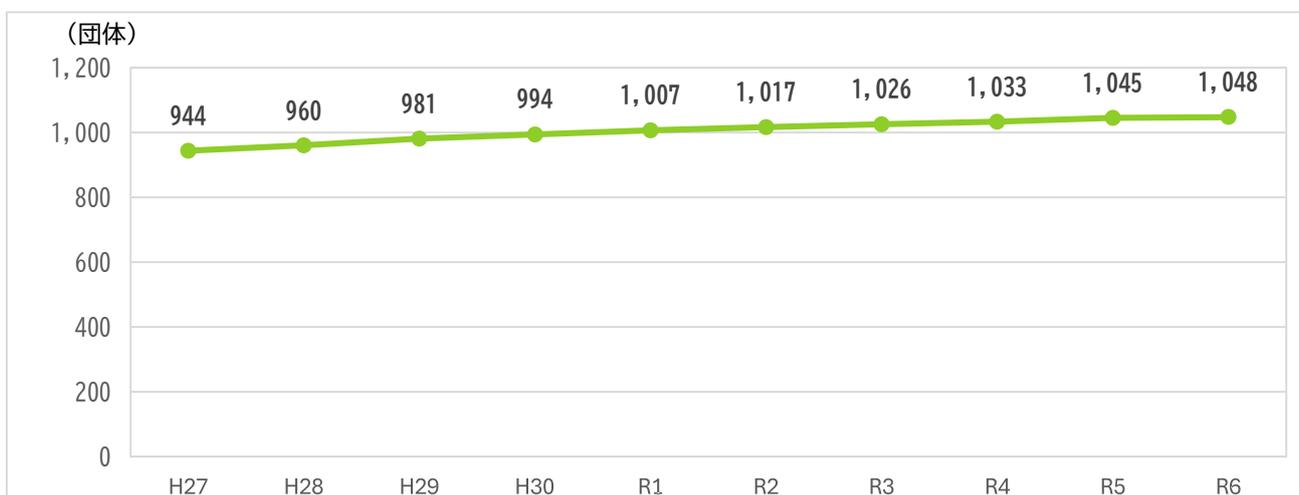


図 公園愛護団体の登録数の推移

◎公園サポート隊の登録数

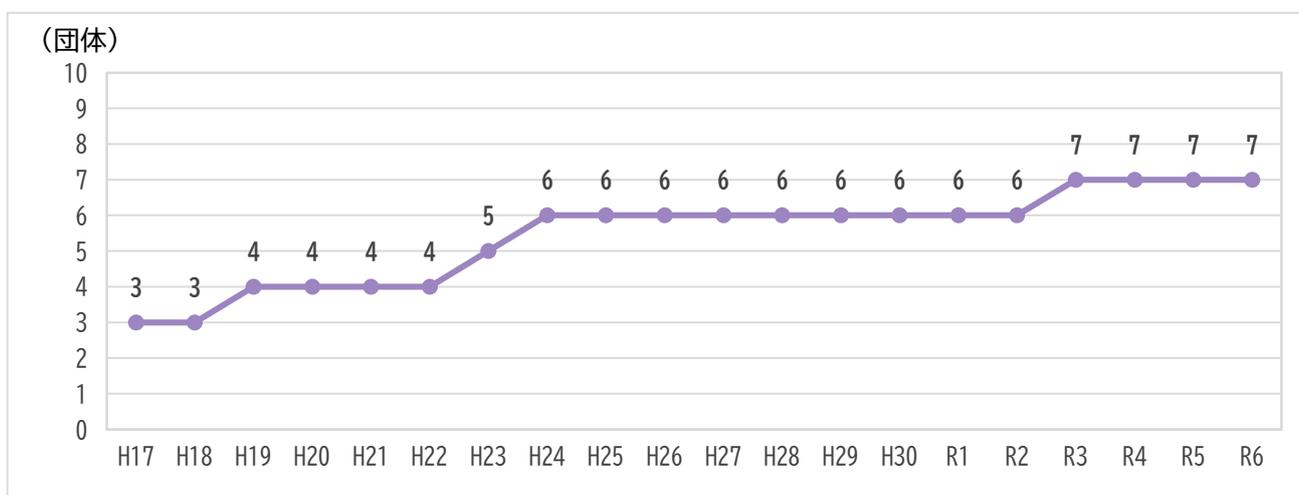


図 公園サポート隊の登録数の推移

◎緑を育てる推進員の登録人数

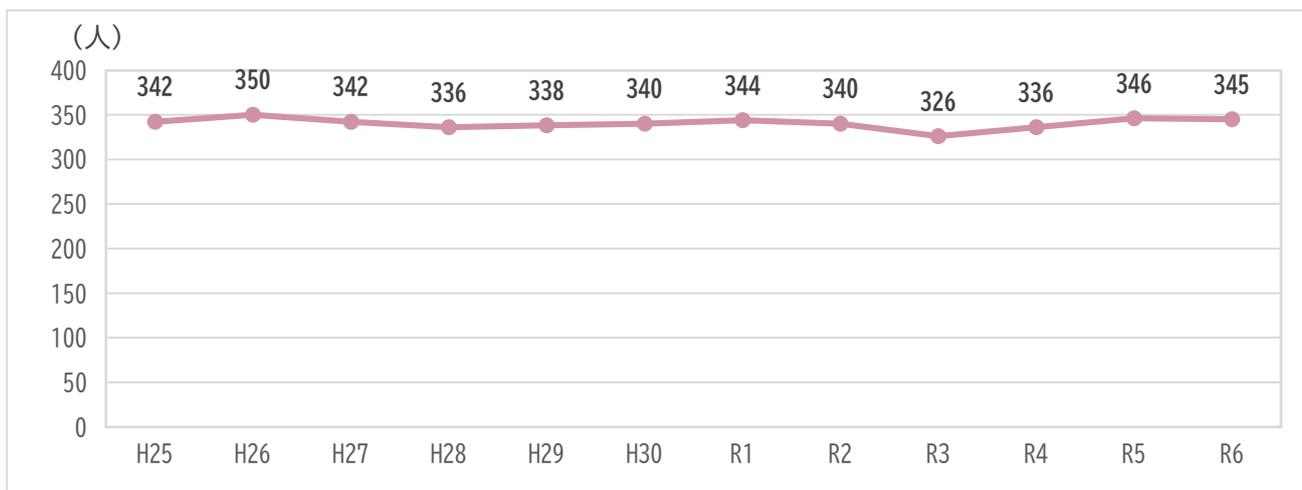


図 緑を育てる推進員の登録人数の推移

◎都市公園の再整備

表 平成 29(2017)年～令和 4 (2022)年の公園再整備の実績

年度	対象	内容
平成 29 年度	宝町公園	公園全体のリニューアル
平成 30 年度	芝園町二丁目公園	公園全体のリニューアル
	南田町公園	植栽の他、多数の施設を再整備
令和元年度	辰巳町公園	植栽・高木剪定の他、多数の施設を再整備
令和 2 年度	花園町三丁目公園	張芝の他、多数の施設を再整備
	藤木公園	花壇の他、多数の施設を再整備
	下新北町公園	張芝・客土の他、多数の施設を再整備
令和 4 年度	堀川小泉町一丁目公園	多数の施設を再整備

表 既存公園でのインクルーシブ遊具の整備実績

年度	対象公園
令和 6 年	山室二区公園、大沢野総合運動公園
令和 7 年	布瀬南公園

表 各年で長寿命化工事した施設数（施設種別ごと）

(基)

年度	園路広場	休養施設	遊戯施設	便益施設	管理施設	合計
平成 27 年	0	0	1	0	1	2
平成 28 年	0	1	7	1	18	27
平成 29 年	0	28	8	0	5	41
平成 30 年	1	0	37	2	28	68
令和元年	1	0	62	0	17	80
令和 2 年	0	18	103	1	19	141
令和 3 年	0	15	48	1	0	64
令和 4 年	0	0	36	0	1	37
令和 5 年	0	0	18	0	0	18
令和 6 年	0	0	26	0	0	26
合計	2	62	346	5	89	504

表 各年で長寿命化工事した施設数（公園種別ごと）

(基)

年度	街区	近隣	地区	総合	運動	風致	緩緑	都緑	合計
平成 27 年	2	0	0	0	0	0	0	0	2
平成 28 年	25	1	0	1	0	0	0	0	27
平成 29 年	11	27	0	1	0	0	0	2	41
平成 30 年	43	3	0	17	0	0	0	5	68
令和元年	48	10	0	17	0	0	0	5	80
令和 2 年	102	20	0	0	0	0	0	19	141
令和 3 年	47	7	0	0	0	0	0	10	64
令和 4 年	23	4	0	0	0	0	0	10	37
令和 5 年	10	3	0	0	0	0	0	5	18
令和 6 年	16	6	0	0	0	0	0	4	26
合計	327	81	0	36	0	0	0	60	504

◎街路樹の整備状況（旧富山地域）

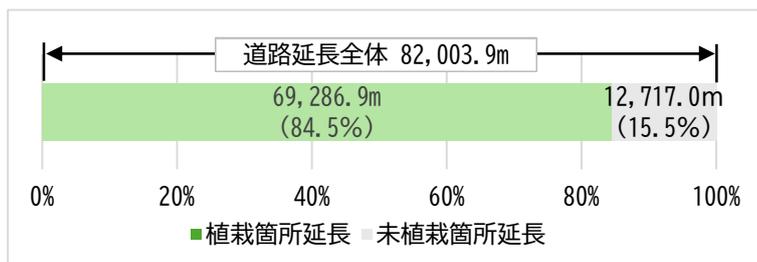


図 旧富山地域の街路樹整備状況

表 旧富山地域の街路樹の樹種

樹種	本数(本)	割合
ハナミズキ	1,531	23.5%
イチョウ	971	14.9%
トウカエデ	630	9.7%
ケヤキ	531	8.1%
プラタナス	369	5.7%
モミジバフウ	359	5.5%
ネズミモチ	206	3.2%
ヤマボウシ	170	2.6%
ニレケヤキ	168	2.6%
イロハモミジ	159	2.4%
シラカシ	149	2.3%
サンゴジュ	133	2.0%
ユリノキ	117	1.8%
タイワンフウ	109	1.7%
アオギリ	101	1.5%
その他の樹種	822	12.6%
合計	6,525	100.0%

◎保存樹木・樹林の指定状況

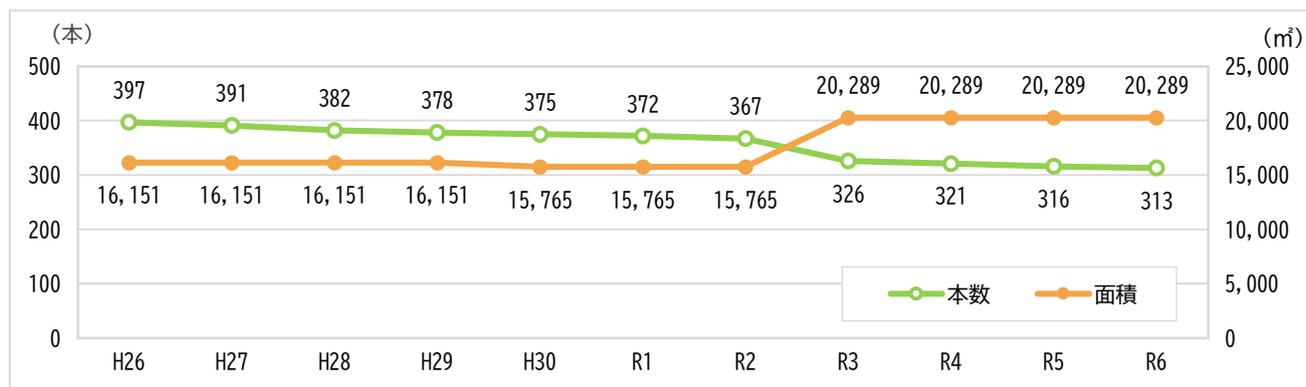


図 保存樹木・樹林の指定状況の推移

◎ハンギングバスケット設置数・基数

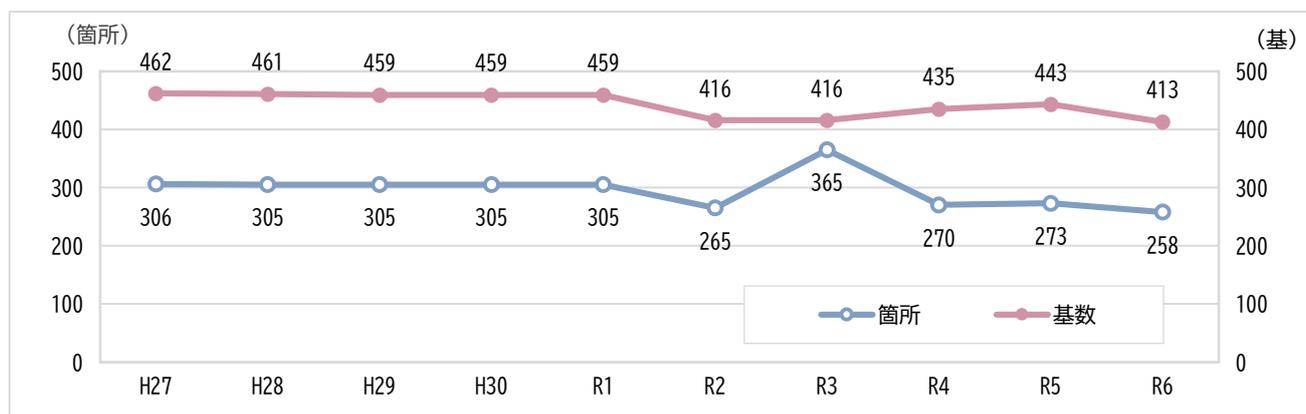


図 ハンギングバスケット設置数・基数の推移

2. 用語集

用語	解説
【あ行】	
アダプト（里親）制度	地方自治体が、道路や公園などの清掃活動を地元住民に任せる制度。地元住民を里親に、公共施設などを養子になぞらえたもので、地方自治体は管理用具の提供や傷害保険などの費用負担、地元住民は労力の提供を行う。
インクルーシブ遊具	障がいの有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、誰もが一緒に遊べるように設計された遊具。
ウォークアブル	「歩く (Walk)」と「できる (-able)」を組み合わせた造語で、単に「歩きやすい」だけでなく、「歩きたくなる」「居心地の良い」街や空間を指す。
ウェルビーイング (Well-being)	ウェルビーイング (Well-being) とは、「肉体的・精神的・社会的に、すべてが満たされた状態」にあること。
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ、1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。
NPO	「Non-Profit-Organization」（民間非営利組織）の略称。法人格を持った、公共サービスをしている民間非営利組織のこと。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれる。
エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取り組み。
オープンスペース	公園・広場、道路、河川、農地・樹林地などの建物によって覆われていない土地の総称のこと。
【か行】	
街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積0.25haを標準として配置する。
緩衝緑地	工場、コンビナート地帯あるいは道路、鉄道から、周辺の住宅地、市街地への公害や災害を防止するため、境界部において設けられる緑地。
近隣公園	主として近隣に居住するものの利用に供することを目的とする公園で、面積2haを標準として配置する。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・地域づくりを進める考え方・取組。
建築協定	建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者がその全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関する基準を定める制度。
公募設置管理制度 (Park - PFI)	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

用語	解説
コミュニティガーデン(事業)	地域住民が主体となって企画・設置・運営する「地域の庭」となるオープンスペースや花壇。本市のコミュニティガーデン事業は、市が街区公園や公共施設を活用してコミュニティガーデン(花壇や菜園)を設置し、地域住民や施設利用者が維持管理に取り組みながら、地域コミュニティの再生や交流を促進する事業。
【さ行】	
里山	環境省では、奥山と都市の間にある集落や雑木林、田畑、草原など人間活動によって維持されている「二次的」な自然と定義している。人里に近く、人間の日常生活に関わりの深い山や田畑などの自然。
施設緑地	「都市公園」と「公共施設緑地」、「民間施設緑地」に区分される。
指定管理者制度	公の施設の管理・運営について、営利企業やNPO法人、市民グループなど民間事業者も含めた幅広い団体に代行させることを可能とした制度。
市民緑地認定制度	都市緑地法に基づく制度。民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。
住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。
水源涵養	土壌が、降水を貯留し河川へ流れ込む量を安定させ、水質を浄化すること。
生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。
総合公園	都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。面積10~50haを標準として設置する。
【た行】	
地域森林計画対象民有林	都道府県が定める「地域森林計画」において、森林として使用することが適当とされている民有林。
地域制緑地	法律や条例などの制度によって、一定の地域が指定され緑地の継続性が担保されているもの。緑地保全地域、特別緑地保全地域、生産緑地地区などが該当する。
地区計画	地区の特性に応じて、公園・街路など地区施設の配置、建築物の用途・敷地・形態等の制限などの計画を定め、市街地の良好な街区を整備・保全するために市町村が都市計画法に基づいて定める計画。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、その敷地面積は4haを標準として配置する。
天然記念物	文化財保護法によって定められる動物、植物、地質鉱物、又は地域のこと。地方公共団体の条例によって指定されたものも含む。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など特殊な公園でその目的に則し配置する。

用語	解説
都市基幹公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。
都市公園	都市公園法に基づき管理される公園緑地。
都市緑地	主として、都市の自然的環境の保全及び改善、及び都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園の種別のひとつ。
【な行】	
ネイチャーポジティブ	ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。
農業振興地域	農業を総合的に振興し、優良な農地を長期にわたり確保・保全するために、都道府県知事が指定する地域のこと。
【は行】	
ハンギングバスケット	草花などを植えた吊り鉢。壁やフェンスに掛けたり、ポールに吊り下げたりして空間を彩る。
ヒートアイランド現象	周辺部に比べて都市部の気温が高くなり、等温線を描くと島状になる現象。
PFI（制度）	「Private Finance Initiative」（民間資本主導）の略。民間の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備・運営すること。
ビオトープ	動物や植物が安定して生活できる生息空間（生物生息空間）のこと。
風致公園	特殊公園のうち、主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする都市公園。
保存樹木・樹林	良好な環境の保全と美観・風致の維持のため、一定の基準を満たした樹木・樹林を、「富山市緑化推進条例」に基づき指定するもの。
【ま行】	
【や行】	
誘致距離・誘致圏	その公園を利用する住民の生活圏をどの範囲でカバーするかを示す目安となる距離。公園種別ごとに設定されており、街区公園は半径 250m、近隣公園は 500m、地区公園は 1,000m が標準とされている。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず、すべての人にとって利用しやすい都市や生活環境をデザインするという考え方。
優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）	民間事業者などによる「気候変動対策」「生物多様性の確保」「Well-beingの向上」といった良質な緑地の確保の取り組みを、国土交通大臣が評価・認定する制度。都市緑地法に基づき 2024 年 11 月に創設。
【ら行】	
緑地協定	地域の緑地の保全や緑化に関して、土地所有者の合意により締結する協定。
【わ行】	

3. 策定の経過

年 度	検討委員会等	緑化審議会	市民参加等
令和6年度 (2024)		・緑化審議会 (R7.2.17)	
令和7年度 (2025)	・関係課照会 (R7.5～) ・関係課照会 (R7.10～)	・緑化審議会 (R7.7.24) ・緑化審議会 (R7.11.17)	・パブリックコメント (R8.1.26～2.24)

4. 富山市緑化審議会 委員名簿

	氏名	所属する団体等	備考
会長	奥 敬一	富山大学芸術文化学部教授	
副会長	久郷 慎治	職藝学院理事長	
委員	城 治彦 (伊藤 志朗)	富山造園業協同組合理事長	令和6年12月以降 (令和6年11月迄)
委員	今井 壽子	NPO法人理事長 (花街道薬膳のまちを夢みる会)	
委員	清水 大輔	富山県自然保護協会 都市緑化委員会委員長	
委員	水牧 貴子	ガーデンデザイナー (日本園芸療法学会会員)	
委員	澤 徹 (根上 幹雄)	富山県土木部都市計画課長	令和6年12月以降 (令和6年11月迄)
委員	磯 孝行 (松井 伸彦)	富山県農林水産部参事(森林政策課長)	令和6年12月以降 (令和6年11月迄)
委員	新村 輝子	公募委員	
委員	廣瀬 純子	公募委員	

※令和6年度及び7年度の審議会委員

5. 関係機関

- 富山県土木部都市計画課
- 富山県農林水産部森林政策課
- 富山県生活環境文化部自然保護課

6. 庁内関係課

- 企画管理部 企画調整課
- 防災危機管理部 防災課
- 環境部 環境政策課
- 商工労働部 観光政策課
- 農林水産部 農政企画課
- 農林水産部 森林政策課
- 活力都市創造部 都市計画課
- 活力都市創造部 景観政策課
- 活力都市創造部 まちづくり推進課
- 建設部 建設政策課
- 建設部 道路整備課
- 建設部 道路河川管理課

富山市緑の基本計画改定

令和 8 年 3 月

編集・発行

〒930-8510 富山県富山市新桜町 7 番 38 号

富山市 建設部 公園緑地課

TEL 076-443-2258